

平成24年第4回平取町議会定例会 (開 会 午 前 9 時 3 0 分)

議長

皆さんおはようございます。定刻に若干の時間の余裕がございますけれども、皆さんお揃いになりましたので、会議を始めたいと思います。只今より平成24年第4回平取町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で、会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、8番櫻井議員と9番松原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、6月20日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。山田議員。

3番
山田議員

本日招集されました、第4回町議会定例会の議会運営等につきましては、6月20日開催されました議会運営委員会において協議をしております。会期につきましては本日6月26日から明日27日までの2日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日6月27日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日6月27日までの2日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成24年4月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。3番山田議員を指名します。3番山田議員。

3番
山田議員

それでは、通告しております一般質問に対して行いたいと思います。私たちの町は、日本一きれいな沙流川を中心にいたしまして、自然豊かな町として、昔からアイヌ文化が発展し、また、イオル事業の推進、そして観光産業の推進と進めてきているところでございます。平成19年には、景観条例も制定いたしまして、そんな中、ふと町並みを走ったり、また田舎道を車で走ってみたりしている中、あちこちに廃屋またつぶれそうな倉庫が大変多いことに気がつきま

した。これでは景観条例の意味もなく、また、今後進めていく、観光産業の意味も台無しではないかと思ひまして、今日の廃屋対策の質問ということになったところでございます。まず、最初にお聞きしたいところは、廃屋に対しまして、町側としてはどのような認識を持っておられるのかということでございます。それから二つ目といたしまして、町内における廃屋、空き家ではなく、廃屋の戸数等の把握を現在までどのような形でなされておられるのか、その2点をまず最初にお聞きしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは、お答えさせていただきます。まず廃屋に関する認識でございますけれども、一般的に廃屋とは、空き家で居住することが困難、利用できない建築物というような捉え、定義ができると考えてございます。当町でも、走行する車中からも確認できる廃屋、これは今ご質問にありましたとおり専用住宅、倉庫も含むというところでございますが、見られる建築物が散在している状況が見受けられております。場合によっては周辺の景観形成を阻害する要因になったり、具体的な報告等はございませんけれども、破損物の周辺への悪影響、それから場合によっては犯罪等に利用される可能性も、これは否定できないとの認識ではおります。それと廃屋戸数の把握でございますけれども、過去にこのような廃屋がどのくらいあるかといったような調査は実施したことはございませんけれども、平成20年住宅土地統計調査によりますと、北海道の総住宅数に占める空き家の割合、これは13.7%というような統計的な数字が出ておりまして、平成15年の調査の11.8%に比べても1.9ポイント増加していると、空き家が増えているといったような統計の数値が出ております。このような数値からも、廃屋も増加する傾向にあるというようなことが推測されております。

議長

3番山田議員。

3番
山田議員

廃屋が存在することに対しては、町側も認識しておるということで理解しております。話に聞きますと先日産業課長とのちょっとした立ち話の中で、自治振興会の方でも議題になったような記憶があるという話も聞いております。そういう意味で過去にも、町ではこの廃屋に対しての話し合いがなされているのかなど。そのときの話し合いの結果がどうなったのかと、現在この対策が練られていないということに関しまして、過去にどういう話し合いがされてきて、今までできなかったのかちょっとその辺、再質問させていただきます。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

この廃屋の問題等について、平取町の全域的な視点でこれを問題視いたしまして、その対応等について具体的な検討をしたというような経緯はございません。ただ個別の問題といたしまして、ある地区の廃屋が危険な状態だというようなことを情報として受けまして、これが倒壊ですとか、破損物の散乱、児童生徒がその中に侵入した場合に危険な状況があるというようなことから、これらを何とか撤去するように所有者に働きかけていただきたいといったような、地域的な要望がございまして、それらに対応したというような経緯はございます。その件につきましても、最終的には所有者が除却した結果となってございます。先ほどのご質問にありました景観条例で位置づけております景観審議会の中でも、このような廃屋について何とか対応を考えなければならないなというようなご意見等もありましたけれども、まだ具体的な対策までを検討するといったような協議の進み方ではございません。

議長

3番山田議員。

3番山田議員

個別の問題として過去にありまして、それは除却されたということでその時の問題は解決したということでございますけれども、一つの例として、ちょっと課長の見解を聞きたいんですけれども、振内にあります三友さんの工場の跡地、あれを廃屋とみなすか、または再度、利用価値がまだありますかっていう、そのちょっと課長の認識を聞かせてください。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

今、三友さんがご使用になっている旧三晃合板の工場跡地でございますけれども、これは昭和47年に工場、三晃合板が閉鎖後ですね、その後王子製紙が管理して、幾つかの民間の事業者にお貸ししていたというような経緯がございまして、それで平成8年に新王子製紙が工場建物を町に寄付したというような経緯もございまして、本来は更地にして返還ということですのでけれども、操業している工場等もあることから、解体できない状況というような経緯がございまして、その時点で、王子製紙から将来の解体費として、4500万円を負担していただいているというようなことございまして、ご質問にあるとおり今現状としては民間の工場が使用しているというような実態にもありますけれども、かなり老朽化が激しいということでございまして、入口といいましょうか、D型ハウスですね、屋根なんかはかなり朽ちているというような状況がございまして、この辺は操業している民間の業者さんといろいろ協議しながら、本当に危険で早急に除却しなければならないところは、事業として考えなければならないなというところで、全体的な建物利用等も含めて、今後どうするかは予算の裏づけも必要だということもありますので、先ほど申しました王子製紙からいただきました将来の解体費分ですね、今積み立てておりますので、その辺を

原資としながら、今後の長期計画等にも、総合計画にも掲載しながら処理処分等について検討してまいりたいというふうに考えます。

議長

山田議員。

3 番
山田議員

4500万いただけるという目安もたっていて、一応課長の見解は、廃屋の一部に類するのかなという考え方で、こちらは受け取りましたけども、実際問題ですね、台風等など風が強い日になりますと鉄板が飛んだり、うるさいだの、やっぱり近隣の住民に迷惑がかかっているんじゃないかという個人的な心配はしているんですけども、またさらに、通りかかってみますと、あそこにスクールバスが置いてあったりするんですよ。実際問題それがどのような形で置かれているのか、バスも結構新しいものですし、倒壊したら当然中のバスも傷んでしまうんじゃないかと心配しているところでもあります。これにつきましては、いろいろ振内住民等などから僕は、ひとりぐらいしか聞いていないんですけども、ちょっと振内支所長にお伺いいたしますけど、この辺に関しては振内の住民の方々から要望その他ご意見、どうにかならないのかという意見、その辺は支所のほうに何かございますでしょうか。

議長

振内支所長。

振内支所
長

はい、只今のご質問につきましてお答えしたいと思います。2、3年くらい前からですね、やはり建物も大きくて目立つということもありまして、先ほどまちづくり課長が申し上げましたように、強風が吹いたときなどはですね、鉄板が飛んでくるなり、外れかかった板が飛んでくるなりして、付近の屋根とか家屋にあたるんじゃないかという心配があるということで、何とかならないかという声は起きております。実際に、屋根でなくて横に鉄板が張ってあったものが外れかかっている、去年それをあそこで操業している事業者の方にとってもらって、飛ばないように外してもらったという経緯はあります。それから、あそこの廃屋についてはですね、支所にも電話なり、来庁されて、何とか壊すなり、何かそういう方法はないのかという声は実際に起きております。また振内を実家に持っている方で道外に出ている方が何年か前に実家に帰省した時に、その自分のとこの生まれ育った町がですね、ああいうような形で廃屋のままになっているのが、ちょっと残念だっという声は聞いております。実際には先ほどまちづくり課長が申し上げましたように、中で操業しているということもありまして、すぐには撤去できない状態にはあるので、その辺を住民の方には説明はしておりますけれども、2、3そういう声は上がっているのは事実でございます。

議長

山田議員。

3 番
山田議員

ありがとうございます。今、言われたとおりやはり地域の住民の方々からも、ある程度クレームがきているなという感じでございますけれども、以前まちづくり課長にも相談した経緯がございますという答弁でございましたけれども、まちづくり課ではそういう対策を含めてですね、検討してきてはいるんでしょうけれども、1回できれいにしたい、壊したい、直したいという考えがあって、ところどころそういうところに手をかけている余裕はないのかなっていう気がしますけれども、その辺相談された時にですね、進め方、どのように考えていたのか、ちょっとその辺をお聞きします。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

今支所長の答弁にありましたとおりですね、一部危険な箇所があるというような報告は受けてございまして、対応として支所長の答弁のとおり、そこに入る民間の業者をお願いしたというような経緯もございまして、まちづくり課としては先ほどの答弁でもありましたとおり、あの建物そのものを総体的にどうするかというようなところを今後視点を置いて対応するべきところがあるのかなというところで、現に工場がその中で操業しているというような実態もございまして、なかなか大きなお金をかけて対応が困難だったというような経緯もございまして、ただ改めて、そういった実態もですね、当課としても受けとめまして、早急に、やはりここは非常に危険だということがあれば、それなりの対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長

山田議員。

3 番
山田議員

それとですね、先ほど自分の話の中で言いましたけれど、あの中にスクールバスが止まっているのか、車庫として利用しているのか、その辺わかりませんが、その辺は教育委員会としては許可されているのか、その辺の確認は取ったことがあるのか、また安全だと思うから車庫として利用させているのか、ちょっとその辺の回答をいただきたいと思います。

議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。実は、今の話のその施設を車庫として利用しているという認識は正直言って私どもありませんでしたので、その辺は再度調べてお答えをさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

山田議員。

3 番

よろしくお願ひいたします。あそこの建物ばかりのことを、廃屋でピンポイント

山田議員 トで追求しているわけではないんですけれども、例としてああいうところも廃屋の一つかなという認識を持ちまして質問させていただきましたけれども、全町にはたくさんの廃屋、恥ずかしながら私たちの自治会、長知内自治会にも3、4軒ございます。そして農地のほうに鉄板、また昔の屋根ですんで、マサっていうんですか、そういう類が飛んできて畑を汚しているという苦情も出てきまして、何とかそういうところが平取町内にもたくさんあるので問題解決したいということで、認識を持って質問させていただいたところでございますけれども、そういう意味で自分の記憶の中では本町地区の中にも1、2軒、町中にあると認識しておりますけれども、そういったことで先ほどのまちづくり課長の話の中で、青少年の犯罪、それから自分が1番心配しているのは火災の危険もあるんじゃないかと認識しておりますけれども、その辺に関しては所有者もいないところを勝手に入るといことは無理なんでしょうけど、消防の方としてのこういうところへの査察だとか、点検等についてはどのような形で行っているのか、やっていないのか、その辺お答え願います。

議長 消防支署長。

消防支署長 それではお答えしたいと思います。消防では、毎年1回、空き家調査という形でもって実施しております。それで所有者が確認できる場所については、施錠なり、子どもが入れないような対策をとっております。以上です

議長 山田議員。

3番 山田議員 その結果、やってると正直思いませんでしたので大変ありがたいことですが、その辺の調査結果はどうでしょう、たばこの吸い殻があったとか、火のちょっと不審火があったとかっていう報告はなかったですか。

議長 消防支署長。

消防支署長 お答えします。これ実は古い話で、昭和50年前半に荷葉で空き家が火災になりまして、それから毎年やるようになりました。それで、それ以降は調査という形だけでなかなか所有者が見つからない場合もあります。施錠だけという形でもってお願いしておりますので、あまり中まで踏み入ることはできません。それで、そういうようなたばこの吸殻だとかという実態は出てきておりません。

議長 山田議員。

3番 山田議員 今後とも火災等は特に町の中に発生しますと、隣、隣と大火災になる危険性がありますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。今消防支署長がお

っしやられたとおり、所有者がはっきりしない、所有者がこういう持ち物を持っていても、経済的に撤去ができないだとかといういろんな問題が出てくると思います。まちづくり課としましてはこういう問題も含めてですね、所有者に対しての勧告というか、できれば撤去していただきたいだとか、こういうところは危険なので、直してほしいだとか、そういうことを今後やっていくことができるのかどうかその点お聞かせください。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えいたします。廃屋化する最大の理由といたしましては、所有者により適切に管理されていないということが大きな原因だというふうに考えてございます。その中でも所有者が全く誰だかわからないと言ったようなケースですとか、それからわかっても経済的な事情で解体費が捻出できないといったようなことが廃屋になる大きな原因だなどというふうに考えてございます。廃屋がもたらす問題といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、良好な景観の阻害、これは住民とか町を訪れる方に不快感ですとか、イメージダウンを与えてしまうと言ったようなこと。それから、倒壊や破片の飛散によります生活環境への影響、それから犯罪に利用される可能性が出るなどですね、安全な生活にも影響を与えるような可能性があるということだと考えてございます。平取町といたしましても、これをどのような方向性を持って進めていくかということになるかと思えますけれども、まずは景観を阻害して危険性の高い廃屋等の実態の把握をまずやらなければならないのかなというふうに考えてございまして、そういった把握の上で、その建物等に関する情報の収集ですとか、廃屋の所有者へ除却を促す等の働きかけを行うことが必要というふうに考えてございます。法的に言いましてもやはり民法上の所有権というものがございまして、なかなか行政的にかかわる難しさといいたしまししょうか、そういう法的な整理等も課題となるということもありますし、それから例えばそういったものを、税金、公的資金をもって除却するといったような対応も、これもまだ議論が必要などころだなどというふうに考えてございます。ただ平取町もですね、平取町景観づくり条例というのを平成19年4月1日施行で制定してございますので、景観行政団体であります平取町でよりよい景観を維持していくためには、こういった廃屋化の防止ですとか、除却についてですね、具体的な条文化をするとか、そういった取り組みが必要だなどというふうに考えてございます。ほかの自治体の例からいっても、もう既に除却に対して一定程度の補助金を用意するですとか、勧告や斡旋、それからちょっと強制力の強い条例等をもって対応するというような例も見受けられますので、そういったことも具体的に今後検討していければというふうに考えております。まずは廃屋の実態とですね、情報収集を先駆けて検討させていただきたいと思っております。

議長

山田議員。

3 番
山田議員

実態の把握と情報収集ということでございますけども、正直言いまして今年の秋ぐらいまでには情報収集、そして今年度中にはこの法的な関係もございまして、条例の整備等などについてできるかできないか、お聞きしたいです。

議長

副町長。

副町長

それではお答え申し上げたいと思います。端的に申し上げまして、年度内に条例制定ができるかどうかということでございますけども、只今遠藤課長がご説明したとおり、廃屋については当然所有者がおりますので、所有権をどう整理をするかという問題が出てきます。その上で、どういう条例の内容が必要なのか、それと現在平取町で制定しています景観づくり条例とどうリンクさせるのかという、その辺の整理が必要になってきます。また道内の各町のですね、空き家に関する条例の制定状況を見ても、全道で約7市町程度ということで、やっぱり個人の財産管理には一定の慎重な取り扱いが必要なのかなというふうに判断されますので、十分時間をかけながら、必要な条例を制定したいと思いますので、まずは遠藤課長が申しましたとおり、空き家の実態把握を十分にしながらですね、まず有効活用できるのかできないのか、それと所有者がどうなっているのか、その辺の整理を進めながら必要な条例整備を進めていきたいというふうに思いますので、できれば3月いっぱいということではなくて、十分時間をかけて整備したいと、道内の先進町の状況を含めてですね、内容を十分検討させていただきまして、整備を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。それで1点だけですね、ちょっとご確認を申し上げておきたいと思います。冒頭遠藤課長が申し上げましたとおり、一般的に廃屋という定義でございますけども、要するに空き家で住居することが困難で、1年以上利用していない建物というような一般的な定義がございます。当初ご質問にありました振内の旧三晃合板の工場については、現在2社が利用しているというような状況でございます。ということでですね、廃屋という定義ではなくてかなり老朽化した工場というようなことをご理解いただければなというふうに思っております。これらの整備も含めてですね、ちょっと検討させていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長

山田議員。

3 番
山田議員

条例づくりに関しましては慎重に、当然生活困窮者につきましては費用も補助、助成なども考えていく中で町民の声も聞かなければ当然できない話だと思いますけども、じっくりでもいいですけれども、できるだけ早く、そういう具体

策案をつくって実行していただきたいと思います。けども、最後におっしゃった廃屋と自分が認識している工場、2社が使っておりますので、廃屋とはみなされないような考え方でございますけれども、実際はやっぱり住民のほうから振内支所長が申し上げたとおり、問題を指摘されて、こういうところを改善してほしいというお話も来ておる中で、やはりそういうところは急遽でもいいですから対応していただきたいなと考えております。またさらに空き家情報、それと廃屋情報、この空き家情報はまちづくり課が随分対応していると思うんですけども、これも確認しに行って、これは空き家ですという確認をしてから空き家情報として、名簿というか、それにのっけているのかどうか、最後にちょっとその辺確認しておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

空き家情報といいましょうか、私どものほうの課で移住定住対策の一環といたしまして空き家バンクというのを創設してまして、どなたかに使っていただきたいというようなですね、そういう家き屋等があれば是非私どものバンクに登録していただいて、そこから情報提供するといったような制度になっております。いろいろ情報もですね、提供なり、その家屋の提供ですね、お願いしているところなんですけども、なかなかバンクに登録していただく方が少ないというのが現状でして、実際今のところ2件ほどしか登録がないという実態がございます。それで、これではちょっといけないということで、もうちょっと時間はたちますけども、振内地区の親子留学の制度の関係もございまして、空き家を調査した経緯がございます。その空き家の所有者に、是非登録して空き家を提供してほしいといったようなことも確認いたしましたけれども、なかなか結果としてはですね、今は空いていてもいずれ帰ってくるとかですね、そういった考え方の方が多くてですね、実際には提供をしていただけなかったという実態もございまして、さらに移住定住対策の取り組みということからも、そういったことも継続しながら、さらに全町的な情報提供とかですね、住宅の提供も含めて、さらにやり方も検討しながら進めてまいりたいというふうには考えてございます。

議長

山田議員の質問を終了します。それでは、先ほど教育長の方から、質問についての答弁をいたします。教育長。

教育長

即答できなくて大変失礼いたしました。町のスクールバスについて言うと、振内地区で言うと、委託会社の所で保管をさせていただいておりますので、今のそちらのほうの保管はないんだろうと思っています。ただ数年前に、いわゆる町有バス、スクールバスでなくて、町有バスを3台所有してありますが、そのうちの1台、たまたま何かの事情でということはあるかもわかりませんが、ただ、

それらについても今は運行管理効率化等々含めて全部本町のほうに下げていますので。ただ、今ご質問にありましたように、近々でそういう事情があったぞということだとしたら、ちょっとその辺の認識は違いますが、実際にはスクールバス等の管理はそういうことで委託会社と管理委託をして、保管場所は違うというふうになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長

山田議員の質問を終了します。次に10番千葉議員を指名します。10番千葉議員。

10番
千葉議員

10番千葉。本日は、川上町政2期目に向けました決意と取り組みについて伺って参りたいというふうに考えております。町長選挙の方も終了いたしまして、また改めていずれかの機会に町長の方から2期目に向けた所信表明もあろうかなというふうに思っておりますが、川上町政の2期目に向けた選挙公約の中から、今回の選挙の争点ともなっておりましたびらとり温泉整備、それから院外処方の実施、また新エネルギーの推進、保育料の軽減策、それから福祉施設の充実等について1項目ごとに改めて町長の取り組みや考えを伺って参りたいなというふうに考えております。また中長期的な観点から、自立継続可能な財政健全化についても今後の取り組みや、町長の決意の一端も伺って参りたいなというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。それでは、最初にびらとり温泉整備についてであります。近年、他町村においてもさまざまな温泉施設が建設されまして、先んじて取り組んでおりました昭和52年あたりも既に平取町は現在のびらとり温泉を所有しておりましたが、老朽化も著しく進んでおまして、多くの町民からも現温泉施設の早期の整備が望まれておったところでもあります。私はこの温泉施設整備に当りまして、利用者のニーズにあった取り組みや、こういった時代ですので燃料費等のランニングコストを考慮したですね、新しい施設として生まれ変わらなければならないと考えておりますが、他町にある既存の温泉施設にはない斬新で新たなチャレンジも当然のことながら必要だというふうに私自身認識しております。一般の町民の皆さんはもとより、子どもから特に高齢者まで、そして障がい者にも満足していただけるような施設として町内外からのリピーターが生まれてくる、食と自然とそれから文化がマッチした平取町を代表する施設として活用しなければならないというふうに考えておりますが、既に温泉掘削が終わりまして、注目される今後の宿泊施設を含めた建物の設計内容につきまして、所管であります産業厚生常任委員会を中心に我々議会とどのように協議を進めていく予定なのか、今後のスケジュールと、補助金を含めた最終的な財源の手当てについて、数字がいつ頃確定し我々のほうに示されるのか、この点をまず伺って参りたいと思います。

議長

川上町長。

町長

それでは、1点目の質問にお答えを申し上げたいと思いますが、老人福祉センターの改築の関係でございますが、ご承知のとおり昭和53年に建設をして30年経過いたしまして、非常に老朽化が激しいと。これまで一部改修しながら、今日に至っておりますけれども、ボイラー、配管あるいは雨漏り等によりまして全体的に傷んでおりまして、いつ壊れるかわからない状況になってございます。そういった中で、22年と23年の2か年をかけまして平取町の総合振興計画審議会、町民が約30名の委員で協議いたしまして、温泉改築することで答申を受けているところでございます。これを受けながら、議会にも報告した後、昨年3月の下旬にさらに具体的に協議をする検討委員会を立ち上げ、住民説明会用のたたき台をつくりながら、各地区をまわり説明会を開催した結果、町の活性化のために、宿泊施設も含めた温泉施設を造ってほしいというのが町民の総意でございました。そういうことで、これまで丁寧に時間をかけながら進めて参りまして、3月には議会の議決もいただいているところでございます。先ほど千葉議員が申されましたように、平取町の売りであります恵まれた豊かな地域資源であります平取牛あるいはトマトなどの食、あるいは沙流川流域に古から育まれた自然と共生するすばらしいアイヌ文化がございまして、また、恵まれた自然と連携しながら、交流人口の拠点施設として、また町の活性化を図るとともに町民の皆さんに本当に心から喜んでもらえる憩いの施設として整備をして参りたいというふうに考えているところでございます。またこの施設整備については、やはり燃料が相当高騰してですね、重油を現在使っておりますけれども、その燃料の高騰によっては大きく運営が圧迫されることもございますので、補完燃料については、地元にあるチップ等の代替燃料を使いながら、経営を圧迫しないような形を考えてございまして、またやはり平取らしいですね平取の名石を使いながら本当に他に無い差別化した温泉を造りながら楽しんでもらえる温泉をつくって参りたいというふうに考えているところでございます。それから温泉も昨年度、事業費約7千万円をかけまして、補助金2分の1でございましてけれども、これをいただきながら実質3500万円で掘削をいたしまして、1500m掘りまして31.7度、約32度ございまして、当然にして地上に上がった時点では12度というようなことでこれは補完燃料が必要でありますけれども、これについては、これまで衛生組合の方から温泉を運んでおりましたけれども、それは運ばなくてもよろしいということになりますし、温泉の分析の結果としては泉質はナトリウムカルシウム鉱泉というようなことで、神経痛あるいは筋肉痛、冷え性等19の適応の鉱泉が出て参りました。成分としては、むかわ町の四季の館に近い成分でございまして、本当に町民の皆さんに喜んでもらえる温泉施設として楽しんでもらえるのではないかなというふうに考えてございます。それから協議でございましてけれども、現在選挙もございまして一部実施設計については止まって参りましたけれども、これについては8月いっぱいぐらいまでにはですね、実施設計をある程度のたたき台をつくりながら、また、担当する産業厚生常任委員会の方とも協議をさせていただ

きながらですね、進めさせていただきたいというふうに考えてございます。それから財源の関係でございますけれども、当初町民の皆さんにお示した形の中の、実質温泉については6億3500万円ということで、補助金あるいは起債については過疎債ということで、交付税が70%算入される、そういうような施設過疎債を借入しながら、この宿泊施設も含めた、また温泉掘削も含めた、そういった実質的な持ち出しについては、お示したとおりですね約1億7800万円ということでございますので、このような形の中で現在進めさせていただいてございますので、まず最初にお答えをさせていただきたいと思っております。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

当初、ほぼ予定通りという形で私は今受けとめております。実施設計の今、話がありましたけれども、先んじて造った施設であるがゆえにですね、もう既存の他町村では施設ができ上がって、そういったところも多分いろんな形で視察したり勉強したりするというので私は新しい施設に対して期待をかけておるところであります、ただ1点申し上げておきたいのは、今のびらとり温泉施設につきましては、先ほど昭和53年からということでスタートしておりますが、当初、老人福祉センターという名称も使いながら、補助金の関係ももちろんあったんだろうというふうに思いますが、今、老人という言葉も使いませんけどいわゆる高齢者、それから障がい者のためにですね非常に優しい施設だよというふうに捉えている趣があります。それでぜひ、今後の施設についても、私やっぱり1番配慮をしないといけないのはもちろん子どもからお年寄りまで、あるいは他町村からもたくさん来ていただけるような施設というふうに思っておりますが、ぜひ福祉的な観点からも、施設として使いやすい実施設計という事を念頭において進めていってもらいたいなという気がいたしております。特に近年、私もいろいろ調べてみましたら、既存の例えば登別とか洞爺湖、定山溪とか古くからの温泉地でも、今どういう状況になってるのかなというのちょっと私なりに調べてみましたけども、一般の客室の稼働率が本当に昨年の東日本大震災以降本当に稼働率が少ないということでもありますけども、ただその中で、唯一稼働率の高いお部屋というのが、私も調べてみたところ何軒かありました。それはどういうことかなというと、いわゆる徹底したユニバーサルデザイン、どうしてもユニバーサルデザインというと障がい者とかそっちの認識になりがちなんですけども、いわゆる国籍や年齢を問わない誰にでも標準的な使用ができるというデザインを用いたお部屋。特に例えば車いすの方が宿泊サポートの家族の方がついて宿泊するという様なケースもございますけども、もっと極端に言うと寝たきりのストレッチャーを使用しながらですね、温泉に何とか家族風呂等を使って入りたいというニーズも高まってきております。また、そのことについてもサポートの仕事に携わる、いわゆるヘルパーさんなり、介護福祉士さんの方が付き添いをしながら、利用できるという部屋は、

唯一稼働率が高いというふうに伺っておりますので、そのことも是非今後の実施設計に含めて、先発でありました老人福祉センターのイメージも多少継承しながらですね、今後の設計に反映していただきたいというふうに思っておりますが、基本的な設計の、8月に実質設計が上がってくる予定だということでもありますけれども、そういった設計業者が確定した後にお話し合いを進めてくれるのかどうかちょっとその点について参考までに伺っておきたいなというふうに思っております。

議長

川上町長。

町長

それではお答え申し上げます。本当にユニバーサルデザインというようなことで、老若男女、障がい者を問わず利用できるようなそういう優しい施設づくりを整備して参りたいというふうに思っておりますし、いずれにしてもそういった実設計がたたき台でできましたら、担当所管、あるいは必要であれば全員協議会の中で議論を進めさせていただきたいというふうに考えておりますし、またこれからですね、やはり国のイオル事業が展開されておりまして、昨年チセ等ができてですね、5月から1月までの約10か月間で約1万人の方が訪れているというようなことで、そういった文化、それからおいしい平取牛等もございますし、新しい観光産業としてですね町の活性化につなげる拠点施設として整備をして参りたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

それでは次の項目の方に移らせていただきたいと思います。次に院外処方の実施について伺って参りたいと思います。このことについても、ある種選挙の争点と言うのも私はあまり嫌なことなんですけれども、確かに新聞紙面でもそのことについてちょっと触れられていたような気がいたしますけれども、私は病院改革の一環として、やはり早くからこの院外処方の実施につきましては、我々議会の中でも協議され、それから説明会も開きながら、もうあとは実施時期と高齢者や障がい者に配慮した院外処方のあり方について、詰めの協議をいち早く進めていただくと、私はそのように認識しておりますが、実施に向けたスケジュールと町長の考えを改めてこの場で伺っておきたいと思ひます。

議長

町長。

町長

それでは院外処方について申し上げたいと思ひますけれども、これについては結論から申し上げまして、やはり町立病院の赤字を少しでも回収しながら、病院を守るためにということでございまして、国ではですね、多額の累積赤字を

抱え、病院のベッドの利用率が70%以下の公立病院に対して経営改善が迫られてございまして、全道で14の病院が対象でございます。その一つに平取町の町立病院も対象となつてございまして、21年から23年度の3か年で収支黒字化にすることが求められていたところでございまして、23年度が最終年次でございまして、改善できなければ、新規の起債の借入制限、あるいは19床以下の診療所、あるいは民間譲渡等を検討することが求められてございましたが、残念ながら最終年次に黒字化ならず、3月議会で補正をさせていただいたことはご承知のとおりでございまして、いずれにしても19床以下の診療所になった場合については、現在町立病院に入院している50人近くの患者さんのうち、30人の行き場所がないということで、最終的な砦として守らなければならないというふうに考えているところでございまして、現在の院外処方率の普及率は北海道全体で73%でございまして、日高管内でもほとんどの公立病院が院外処方になっているところでございまして、そこで院外処方で負担が高くなる部分については一概には言えませんが、たしかに多少の負担は出てきますけれども、最近の後発品のジェネリックが普及をはじめまして、国もこれらを医療費の抑制のために奨励しておりますけれども、ジェネリックを使うことにより逆に負担が安くなることとなります。医療費を抑制することによりましてですね、皆さんが支払っている国保税についても引き下げ可能というふうになるかと考えてございまして、また二度手間についてはですね、体調の悪い方、あるいは車いす等の方はですね、申し出ただけだけではしっかり対応して参りたいというふうに考えてございまして、町立病院といたしましても、これまでさまざまな医療サービスあるいは行財政改革を実施してきておりますが、今後予定されております消費税の引き上げ等によりまして、薬価差益もさらに少なくなつて参ります。しかしながらこの院外処方ですべてが解決されるわけではございませんけれども、中長期展望に立ったときに、病院の健全化の一環ということで院外処方については避けて通れないというふうに考えているところでございまして、24時間救急病院として町民の皆さんの命を守っている病院を守るためにも、実施をして参りたいというふうに考えているところでございまして、なお院外処方のスケジュールでございまして、基本的には医師体制、4人体制が基本というふうなことでございまして、これについては、医師と協議を進めながら、現状の医師体制でも可能であれば年度内に移行して参りたいと考えているところでございまして、以上でございます。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

はい、そうですね院外処方、良い面も悪い面も私も承知であります。ただ私は、院外処方、先ほど道内実施率73%、これがすべてではないのですが、ぜひ早期にお医者さんの方ともまた協議されながら、病院スタッフとも協議されながら実施に向けた準備を進めていっていただきたいなというふうに思ってお

ります。それと話の中にありましたが例えば容態がちょっとすぐれない、それから車いすの状態、長時間歩行ができないで杖をついて歩くという様な高齢者、障がい者、それから患者さんに対しての扱い方というのは、町でもかなり考えていくことだろうというふうに思ってますが、このことにつきましては例えばボランティアスタッフを置くのがいいのか、あるいはその病院スタッフの中でそういった指導をしながらですね、院外処方と言っても500mも600mも離れたところに院外処方というのはあり得ないと思ってますので、病院の近隣だというふうに予定しているとは思いますが、そういった配慮をぜひ忘れないで、こういったスタッフのあり方についても改めて院外処方に踏み切る用意ができた時にはぜひ考慮していただきたい事項だと思ってますけどその辺、スタッフのことについて伺っておきます。

議長 町長。

町長 これについては1番心配するところございまして、先ほども申しましたように、そういう弱者の方の支障になる部分についてはですね、しっかり対応して参りたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

議長 千葉議員。

10番 千葉議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。それではさっそく次の質問項目にいきたいと思ひます。3番目の新エネルギーの推進についてでありますけれども、平取町が目指す新エネルギー推進ですけれども、我々の認識の中では当初ペレットストーブの普及とか、そういった形の中での新エネルギーの推進という意識が高かったわけですが、昨年の東日本大震災の影響を受けて、慢性的な電力不足が今現在、日本全国で心配されるところであります。そういった各家庭におけるペレットストーブの普及から一歩ちょっと先へ物事を考えていただくという観点の中で、例えば平取町の場合でしたらダムとの関係もあって水資源の有効利用で考えられるエネルギーをとということであれば、水力発電も考えられないこともありません。また、太陽光の発電についても、既に我々議会の中にも報告があったとおり、取組んではいると思ひますけれども、この太陽光発電も考えればやはり町単体でどうのこうのというのもやはり資金力のある民間企業の参入も含めてですね、これは検討して、日照時間の長い平取町にも適したエネルギー資源かなと思ひしております。また、木質バイオエネルギーの関係もちょっと触れておきたいと思ひますけれども、森林資源を有効活用しながらですね、木質バイオに対する取り組みについてもですね、私は考えられる新エネルギーの推進だと思ひしておりますが、ただ、今、平取町が最もふさわしい有効なエネルギーの推進の手段として、町として何に力を注いでいこうとしているのか、今現在公約に掲げております新エネルギーの推進についての一端をまず伺

っておきたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは新エネルギーの推進についてお答え申し上げますが、特に昨年3月11日の東日本大震災に伴う福島原発事故を契機にしながら、エネルギー政策の抜本的な見直しが検討される中で、将来的には原子力に過度に依存した状況から脱却し、再生可能エネルギーの導入、拡大を推進することが重要となっていることに鑑みましてですね、町内に豊富に存在する再生可能エネルギー資源を活用しながら、地域雇用あるいは関連する地場産業の発展等、地域振興につなげていく取り組みが一層必要となっているのではないかと考えてございます。また北海道は豊富な日照量あるいは建設用地の確保が容易であるという優位性がございますので、民間事業者の事業化に向けた動きも活発化してきてございます。こうした機会をとらえながら、再生可能エネルギーの導入促進に向け、誘致活動も取り組む必要があるというふうに考えております。特に平取町はやはり日照時間が長いということでの太陽光発電、あるいは森林が83%ぐらい占めておりますので、それらの木質バイオの関係、あるいは農畜産物のそういったバイオマス熱の利用等も考えられるのではないかなというふうに考えております。以上です。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

今後これもやっぱりちょっと中長期的な観点というのも必要で、かなり時間のかかることかなというふうに思っておりますけども、今町長も申されましたとおりですね、それらを煮詰めながら、せっかくだからできるだけこういった新エネルギーの推進については、やはり地元雇用も生まれるような働きかけも合わせながら、できれば道内でも風力発電とか太陽光の話で様々な地名が上がっておりますけども、そういった先進地ももし前例となるのであれば視察もやはり私は大事な勉強かなというふうに思っておりますので、真剣に取り組んで平取町にあった新エネルギーというものを私は期待しておりますので、その推進についてよろしくお願ひしたいと思ひます。このことについて改めて答弁は求めませんが次の項目、時間が限られておりますので、いきいたいというふうに思っております。4点目、保育料の軽減についてということです。これも選挙公約というか前々から町長も目指しているこれは児童福祉、子育て支援の一環のことで多分町長も真剣に検討されてることと思ひますが、端的に申し上げまして、私もちょっといろいろ自分なりにも調べてみたり資料の提供をいただいたりしながらちょっと見てみたんですけども、はっきり言って平取町は保育料が高いというふうに私認識しております。ただ一概に高いというか私はこのことについては、区分が町の施設、町ごとによって違うんですね。かなり細かく

やはり区分されている町と何段階かに区分を分けておるところと、それから3歳児未満と3歳児以上の捉え方、当然前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分によって徴収金額が決定されているんですけども、一ついわゆるへき地保育所と常設保育所のあり方に私はそこら辺から問題点をえぐっていかないとそう簡単に保育料というのは軽減できるものではないなと私自身の中ではそういった認識があります。お母さんあるいはその親から見たら、自分の子供が細かく季節保育所だろうと常設だろうと家の方から送り迎えができて、安全に通園させることが1番望ましいことでもありますけども、やはりその辺のことが多分です。ね。今まで保育料がなかなか下げられなかった部分の要素でもあるのかなというふうに私は認識しておりますけども、どうでしょう町長このことについても、本当に端的に申し上げて、保育料の軽減というふうに公約でうたっておるわけですけども、その辺についての軽減率、それから実施について、期間を経過して様々協議されてから、いつ実施に踏み切ったらいいのかというふうなことも踏まえまして、現時点でお答えできる範囲で答弁を求めたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは保育料の軽減についてお答えを申し上げたいと思いますが、これまで少子対策の一環ということで、これまで子育てにやさしい町づくりを進めてきまして、本当に子どもたちの元気な笑い声が町中に聞こえる活気のある町にしたいということで、様々な施策を展開してきたところでございます。一例としては、子育て支援医療助成事業ということで、15歳までの医療費の助成、これについては地元金券で助成しながら、地元購買運動につなげているところでございますし、またすこやか赤ちゃん誕生祝い金事業、第3子、第4子に助成をしておりますが、これについてももう一度見直しをかけて参りたいというふうに考えておりますが、経済的負担を軽減しながら、健やかに元気に育てほしいという思いで実施をしてきたところでございます。さらには今年度は不妊治療費の助成も実施しておりますし、また児童館活動の一環ということで、本町の児童館について、さらに二風谷、振内、貫気別に児童クラブ、あるいは放課後子ども教室を開設しながら、遊びを通じて健全育成を図ってきてございます。その成果については、徐々にではございますけれども、若い家族の家庭の定住にもつながってきているところでございます。最近では景気も低迷してしまっていて、可処分所得も少なくなる中ですね、特に若い子育てのお母さんたちの強い要望が多いのは、やはり保育料の軽減でございます。日高管内においても同じ規模の町と比較しても、ご指摘のあったようにまだ高い保育料となっておりますので、若い家族の経済的負担を少しでも軽減したいというふうに考えてございます。具体的には、まだ内部での協議をこれから進めていかなければならないというふうに考えておりますが、現在8段階での所得区分に応じた

保育料をしております。これは国と同じでございますけれども、隣町では13段階の区分にしているところがございます。そういったことで、そういう細分化することがよろしいのか、または、お子さんが2人以上入所した場合については、2人目以降については無料にする方法などですね、今後いろんな角度から慎重に検討をして参りたいというふうに考えております。実施年度についてはですね、いろんな季節保育所あるいは常設保育所の関係のこともございますし、弊害ないようにですね、慎重を期するために、新年度25年度から実施をして参りたいというふうに考えておりますので、これらについてはですね、内部で十分協議しながらまた担当の常任委員会の方にもご相談をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

そうですね子育て支援、皆さんパソコンから出して承知のことと思いますけれども、へき地保育所の運営費2973万、それから予算的にですねそれから常設保育所の運営事業についても1億3千万ほど計上されて、私は非常に子育てに対して特に保育所のあり方に対しては、多額なやはり予算が必要かなというふうに改めてこれを見ると思うわけですが、1番効率良くというのはやはり園児を乗せて行くバスの運行で集約した施設というのが1番お金がかからないと思うんですけども、ただ先ほど私言った様に、近くに細かくへき地保育所を含めてあるということのありがたさ、このこともあるんですね、町長、十二分にですね、関係機関、特に子育て世代のできれば親御さんも含めてひざを詰めた協議をしていただき、当然財政財源にも限界がありますけれども、良い方向でですね、軽減を図って、子育て支援の一環として努力していただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。このことについてじっくりまたその時期が来ましたら改めて協議をしたいと思っておりますので、次の項目に入ります。福祉施設の充実についてということで5番目に取り上げている質問でございますけれども、ようやく、我が町にも地域密着型の認知症のグループホームについて、私の所管している産業厚生常任委員会でも、業者の募集がスタートと、いわゆる受付いたしますということになってきておりますけれども、まず最初にこの認知症のグループホームの展開において、何社か多分町の方に申請してくると思うんですけども、業者の選定基準というもの、さまざまな角度から考えられると思うんですけども、現段階で業者を決定してですね、運営していくに当たり、どのような選定基準で考えておられるのか、今現在で結構でございますので、その選定基準、例えば当然のことながら実績のある業者、あるいはもうすでに何箇所も展開して、その中で平取町にも参入したいという業者もいると思っておりますけれども、その選定基準等について、今現在、どのような考えをもって、7月いっぱいの募集でございますので、その辺の考え方を伺っておきたいと思っております。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

千葉議員の質問にお答え申し上げます。グループホームにつきましては、千葉議員がおっしゃいました様に今月の末、29日から7月31日までの間に公募するという予定にしております。選定の基準といたしましては、法人の理念、経営姿勢、あるいは法人運営の安定性及び継続性、地域との連携の仕方、サービスの提供の内容、職員の配置及び職員の育成研修方式、医療機関等との連携、資金計画、建物等の構造とさまざまな視点から審査いたしまして、最適の設置運営事業者を選定いたして参りたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

そうですね、今申し上げられたことは当然のことながらすべて考えられる条件だというふうに思っておりますが、今までどうしても福祉関係ということになると、特に高齢者福祉の関係は平取福祉会が中心となって運営されてという形態で、民間業者の参入ということは初めての試みでもあるわけでございますが、私も一つ心配しているのは今現在平取福祉会の、当然公的なあるいは準公的な機関ということでもありますけども、賃金形態、それから例えば民間事業者が参入するに当たっては当然民間の運営形態があるというふうに認識しております。特に懸念されるのが賃金の格差ということは私もいろんな施設を見ながら、民間の場合は結構厳しいなど。これが逆に言うと通例かなとも思うのですが、当然利益を出さないと運営が継続できないよという様なそういったはざまに立たされているからだというふうに思っておりますけども、そういった賃金形態を含む、労働諸条件にどうしても私は多少なりとも差が出てくるというふうに思っておりますけども、そのことについてはですね、ぜひ当初の事業者選定に当たっても、そのことについてもよく話し合われた中で、決定していただきたいなというふうに思っておりますけども、このことについて町としてはどのような方策あるいは手段を考えて選定業者の方とお話し合いを進めていくのか、このことについて考えられることをもし答弁願えればというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長

副町長。

副町長

グループホームにつきましては先ほど担当課長からご説明したとおりでございます。これからの募集ということになりますので、どういう会社は何社応募してくるかというのは、まだ状況的にはわかりませんが、ほとんどが、民間の会社が申し込みをしてくるというような想定ではおります。管内的にもだいたいそういう様な状況でありますのでそういうことで想定をしております。今の募集要項の中にですね、町有地を格安でいわゆる賃貸させるという様な条

項も盛り込んで、いわゆる安定経営に結びつけていただきたいということもございませぬ。ただその施設の会社の従業員、要するに介護員のですね、賃金体系までですね、町がどこまで踏み込んでいけるのかっていうのはちょっとこれからの業者の選定が終わった後での協議なのかなというふうに思っております。ただはっきり言えることは先ほど千葉議員のご質問にありましたとおり、民間の賃金体系についてはですね、必ずしも高いものではないというのは何か所かの施設を視察した結果そういう印象を受けてますので、その業界の適正な賃金の中で進められるのかなというふうには思っております。そういうことで、何とかコストダウンできるところについては町も協力できるところは協力しながら、コストダウンしていただいて何とか2ユニット募集する予定でいますので18名の入居者が確保できるような支援を町もしていけたらというふうに思っております。当初のご質問の回答と若干ずれてるかもわかりませんが、一応そういうことで考えておりますのでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

そうですね、昨日でしたか民間のグループホームのあり方でテレビでも放映されていて、私もちょっと時間を割いてそういうテレビを見ていたわけなんですけど。特にグループホームのあり方についてすごく考えさせられる番組ではあったのですが基本的にグループホームを形成してる利用者というのは認知症のグループホームにおきましては、結構自前で掃除をしたりですね、あるいはその食事をつくったり、あるいは何か作物を植えたり花を植えたりということに対しては結構積極的にやられている施設が最近多いんだなということがありまして、今回の認知症のグループホームに対しては、やはりゆったりした気持ちで自然を生かした中で、土地を有効に利用できる、あるいは散歩もできる、近くにそういったスペースがあるというようなことで、ぜひ今後ますます私はこの認知症のグループホーム一つの2ユニットで終わるような状況で私ないと思っておりますので、今後の展開のこともありますので、ぜひ最初にスタートする施設はそういったことも含めてですね、ぜひ環境の良い、先ほど副町長申し上げられたようなんですけども、コストダウンが図れるようなですね、施設にして運営していったらいいなというふうに思っておりますけども、できるだけ町の方としてもサポート体制をきちっととってですね、その参入した業者も育成していくと、町と一緒に共存していくんだなという気持ちでご努力のほどお願ひ申し上げます。このことにつきましては改めて答弁を求めません。次の項目へいきたいと思ひます。もう私も長い質問時間になって非常に恐縮なんですけども、時間がもう少しありますので最後の質問にいききたいなというふうに思っております。最後はいわゆる自立継続可能な財政健全化についてですね、私は伺って参りたいなというふうに思っております。承知のとおり当初結構厳しい財政運

営の時期も私はあったなというふうに思っておりますけども、特に交付金がころころ変わった時期です。平成16、7年かな、小泉改革の中で三位一体改革というのがありまして、本当に予期していないようなダウンがあったと。予定していた交付金がこなかったという様な状況もあった時期が確かに2か年程続いたなあとというふうに思っておりますけども、現在、平取町の健全化判断の比率を見てみましても、実質赤字比率は生まれてきてない。あるいは連結実質赤字比率も計上されるに至ってない。いわゆる健全であると。それと実質公債費比率も、平成21年度から比べましたら約3ポイントほど下がって14.7%というのが現在の、平成22年の状況であります。それから将来負担比率も3.4%と極めて私は健全な財政運営に入ったのかなというふうに思っておりますけども、ただ1つ私懸念しているというか心配していることは、やはり先ほどの院外処方でありませぬけども、病院の建物もいわゆる耐震構造の改修も含めたですね、将来の病院のあり方、それから例えば病院が新しくなるということに対しては、特養の老人ホームあたりも併設してきている病院が大分あるということで、思い切った財政支出が将来的に生まれてくるのかなというふうに、温泉の施設の後には直面する大きな財政支出、財政負担を強いられるのはやはり病院の問題だろうというふうに捉えておりますけども、このことについてまずもって伺っておきたいんですけども、私は将来、この財政指数がすべてではないんですけども、基金の残高も含めて我々議員も常に注視をしていきたい数字ではございますけども、今現在の段階で首長としての考え、それからこの病院の将来に向けた建物も含めたですね、あるいは医療改革も含めた中で、多額の財政支出が予想されておるわけですけども、総じて言えば、自立をしていくのに、あるいは継続可能な財政健全化についての、考えというものをまずもって伺っておきたいなというふうに思っております。

議長

町長。

町長

それでは私の方から、自立可能な財政健全化についてお話を申し上げたいと思いますけれども、これまで他町にないですね、トマトが1番であれば、その他についても1番のまちづくりというようなことを意識しながら、様々な取り組みをして参りましたけれども、町の財政状況についてはですね、基金についても、平成23年度末で一般会計と特別会計を合わせまして、26億9千万ということで、4年前と比較して4億8千万、約5億弱の増となっております。この要因については、地方交付税が順調に増えてきたこともございますけれども、事業実施に当たりましては、国あるいは道の補助金、あるいは交付金等を有効に活用することができた結果ではないかというふうに考えてございます。また町の借金であります起債についても、4年前と比較いたしまして約11億8千万ほど減っております。この要因については、大型事業の償還も終了したことも一つの要因でございますけれども、できるだけ借金をしないように財

政の健全化に努めてきたところでございまして、今後とも持続可能な財政運営に留意をして参りたいというふうに考えているところでございます。それと病院の改築の関係でございましてけれども、これについては発展計画でもですね、本来であれば27年、基本設計ということでありましたけれども、昨年の3.11の東日本大震災もございましたので、1年前倒しで26年に前倒ししながら、基本設計を組むということでございますが、病院についてはご承知のとおり、今のところ補助金というものはないわけでございますが、起債での改築になるということでございます。しかしながら、現在、国の交付金等での採択が可能かですねもう既に現在調査検討をしておりますので、できるだけですね借金だけでというよりも過疎債等もあまり使えませんので、純然たる借金になりますので、そういった形で何とか国の交付金等が見込めないかどうか現在調査をしておりますので、いずれにしても、26年までにはあまり財政負担のかからないような形をとれないのかどうか、あるいは過疎債と通常の病院債と兼ね合わせた形でいずれにしても次の世代の方に負担のかからないような形を、対策をとって参りたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

そうですね、非常に見極めというか補助金のある場合でもその中身、健全なものかどうかも含めて優良な債務として取り上げていくのかということもありますけれども、非常に自前でやっぱり動いていく現段階の国の制度からいったら多いんですね。ですからこれに多分、町長もタイミングっていうのかな、タイムリーな年度、タイムリーなその予算の使い方という時がいずれやってくるかなというふうに思っておりますので、特に今中央政界もですね、総選挙があって、どのように今後なっていくのかという、特に消費税率の問題、それから様々な改革も含めてですね、その動向というのを我々も常に注目しておりますけれども、そのタイムリーな時期をぜひ逃さないで、できればその発展計画に上げてある年度も大事ではあろうかなというふうに思いますけれども、私はじっくりいく場合も必要だと思っておりますし、あるいは、来年その時期が訪れるかもしれませんので、その時はぜひ、我々議会でも諮ってこういうタイムリーなときにこういった制度が利用できるというものがもし見つければ、病院をぜひ良くしていただきたいというふうに考えてますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

町長。

町長

そのとおりでございまして、タイムリーな年度を逃さないためにも情報を集めながらなんとか、交付金等を採択できるようなことを模索をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

そうですねぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。それでは最後に川上町政2期目ということで、先ほども一般質問の冒頭に申し上げたとおり改めて所信の表明があろうかなというふうに思っておりますけども、こういった定例会の一般質問の場でもありますので町長から改めて町民に向けたメッセージ等、あるいはその決意等がありましたら伺っておきたいというふうに思っております。

議長

町長。

町長

それでは、最後にこれからのまちづくりについてですね、私の方から若干の考え方を述べさせていただきたいと思ひます。特に少子高齢化の問題も大変大事なことでございますので、最優先課題という形で取り組ませていただいておりますが、中長期的展望に立った時に、やはり急がなければならない対策として、人口減少に歯止めをかけなければならない対策でございまして、昭和35年には1万3千人いた人口も現在はその半分以下の5600人ということで、このまま何もしないと本当に5千人を割るのも時間の問題でございまして、毎年調べてみますと100人近くの方が減少してございまして、70人が亡くなって30人が生まれるということで、これだけでも40人の自然減少、そして転入転出合わせますと約100人近くが減り続けてございまして。人口が減少しますと、自主財源であります町税の減少、あるいは学校の生徒、学級数の減、あるいは保育園児の減、それに伴う維持が困難になっていくこと。さらには、地元の購買力の減少、あるいは地域の自治会活動そういったコミュニティの低下などあらゆる分野に影響が出て参ります。そのためにも、平取町の豊かな地域資源を生かした交流人口の拡大を図ると共に、農畜産物、林産物に付加価値を高めながら、つけながら、新たな雇用を創造する地道な施策を講じていかなければならないというふうに考えてございまして、既に、厚生労働省の実践型の地域雇用創造事業が3か年100%事業として採択をされまして、地域再生に向けて動き出したところでございまして、これからの平取町の生き残りをかけた、進むべき方向としては重複はいたしますけれども、やはり地域経済に大きく貢献をしております基幹産業の農林業の振興を中心に据えながら、平取町の地域資源であります食と文化と自然との連携により都市からの交流人口の拡大を図ると共にそういう農林産物の付加価値をつけながら、産業の振興を図り、新たな雇用の場を創出していく事が進むべき方向というふうに考えているところでございまして。これからの時代については地方の時代でございまして。地方の知恵と努力が試される時代でございまして。知恵を出す町と出さない町では大きな格差がこれから出て参ります。そういった意味では何もしなければ何も生まれてこない。町は疲弊する一方でございますので、私は今後とも、チャレンジ精神を忘

れずに、ふるさとの発展のために、職員とともに全力投球をする決意でございますので、答弁に代えさせていただきますと思います。

議長

休憩します。再開は11時15分といたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時16分)

議長

再開します。先ほどの千葉議員の質問への答弁の追加がございます。副町長。

副町長

それでは先ほど千葉議員からご質問がありましたグループホームの関係について、答弁漏れがございましたので、追加で答弁をさせていただきますと思います。先ほどのご質問の中に、グループホームの設置については施設周辺の散策や施設周辺での家庭菜園、あるいは施設そのものが家庭的な雰囲気の中で整備されるよう期待をされたいというご質問がございました。この点について、詳しく答弁をしておりませんので、ご答弁をさせていただきますと思います。実はこのグループホーム先ほど申しましたとおり、6月29日から7月31日までの約1か月間、公募によりまして業者を募集して選定するということになっております。先ほどの答弁の中で、町といたしましては運営費を安く抑えていただくために、町有地を安価で提供、賃貸をしたいというお話を申し上げたところでございますけれども、この町有地につきましては議会の皆さんご存じの通り、今年の3月に国から取得いたしました旧振内営林署の跡地を想定してございます。この取得した土地につきましては全体で2万2千㎡でございます。現地を見られた方はご存じの通りですね、周辺には確かに古い官舎がありますけれども、全体的にですね、小学校の横でもあり、緑に囲まれた地域の散策には適した場所だという状況で考えておりますし、また先ほど申しましたとおり2万2千㎡という全体の面積の中で、今言いました施設の中の家庭菜園的なものも十分とれるスペースもございますので、この土地を利用しながら施設整備をしていきたいということで、町は想定をしております。あとは、応募する業者がどういうことで想定するかということもございますので、これらについては、十分応募した業者の内容を見ながら協議をしていきたいというふうに思っております。何とか、入所者にやさしい施設整備を進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長

千葉議員の質問を終了いたします。続きまして8番櫻井議員を指名します。8番櫻井議員。

8番

8番櫻井です。先に通告しております今回の町長選挙における公約、野球場

櫻井議員

夜間照明の整備についてを伺いたいと思います。町長は、平成22年12月の定例議会において、平村議員の一般質問あるいは、個人的な話し合いの中でも、夜間照明の整備には補助金の見通しが見つからない、実際に整備するとなれば、1億円を超える一般財源が必要になること、あるいは少子高齢化が急速に進行する中、福祉対策の充実が喫緊の課題であること、あるいはまた教育設備、公共施設の老朽化対策も含め考えますと、財政的にも後期5か年の総合計画の中で実施するのは非常に難しいと言明しております。私自身も、平村議員の質問には失礼ながら大きな温度差を感じておりましたし、町長の答弁には全く異論はなく、将来に向けての議論にも多少の含みを残してはいるものの、よほどのことがない限りこの事案が再び浮上することはないと確信しておりました。しかしながら、今回のこの町長の公約には、正直大変失望しております。22年、23年度においては、31億円を超える交付税があったにせよ、24年度においては、人口減に伴う大幅な減額が予想される中、あるいは体連、本町地区の野球部には十分な理解を得て、ダグアウトを含むグラウンド周辺整備を実施したにもかかわらず、この平村議員への答弁からわずか1年半の間に何がどう変わったのか。後期総合計画にもないこの事業を公約として言わしめたのはどうしてか。伺いたいと思います。

議長

町長

町長

それではお答え申し上げます。22年の12月の平村議員さんからの一般質問がございまして、公設グラウンドにナイター施設整備をしてほしいというような若い人私たちの声を代弁して、熱心な質問があったところでございます。今私の答弁では、1点目にはその時点ではですね、国の三位一体改革によりまして、地方交付税も大幅に削減されてきておりまして、依然として回復せず厳しい状況にあったこと、また国の方では、その当時財政難から交付税をさらに大幅に削減するという方針を打ち出しながら、非常に先行き不透明な状況にあったのが1点目でございます。2点目には最近における、少子高齢化が急激に進行する中で、高齢者の福祉対策、各公共施設等が老朽化しておりまして、夜間照明の施設整備については、現時点では、総合計画後期の5か年計画の中では非常に難しい状況にあるとの答弁をしていることは事実でございます。しかし3点目に16年の12月に多くの署名を集めながら、要請を受けていることを重たく受けとめておりまして、全くだめだということではなくて、財政的な見通しが立てば、要望等を真摯に受けとめながら、必要に応じて発展計画のローリングの見直しの中で弾力的に対応してまいりたいという答弁もしているところでございます。そこで公約として掲げた真意でございますけれども、1点目には、これまでもその以降も、若い青年の皆さんと懇談する機会、あるいは話をする機会もいろいろあった中で、ナイター整備に対する根強い要望がございまして。また緑が丘のグラウンドあるいは二風谷のファミリーランドのグラウンドにおいて

も、夕方の限られた時間の中でありませけれども、必ずと言っていいほど、全町からどこかの野球チームが集まりながら、ボールが見えなくなるまで、熱心に練習している姿を幾度も拝見をしております、また隣町まで行って、夜間照明を肩身の狭い思いで借りて活動してございまして、本当にスポーツを愛する純粋な若い青年の熱い思いが胸を打ち、公約として掲げたところでございます。2点目には財源的なことでもございませけれども、先ほど申しましたように、22年の時期については、町の収入の2分の1を占める交付税も大幅に削減という国の情報等もございまして、先行きが全く不透明でございませましたが、交付税も少しずつでございませますが安定してきたこと、また基金も減らすことなく、起債についても大型事業の償還もなくなり健全財政の見通しがついてきたこと、また新過疎法においても70%の交付税算入の過疎債の対象であることが確認できたことから、前段の答弁をしたとおり、何とか実現をこの4年の間でしてあげたいという思いが公約の一つに加えたところでございませ。また3点目には、ナイター施設については、単に野球に特定するというのではなく、ソフトボールだとか広く町民の健康づくり等ですね、スポーツ振興を通じて全町の町民の皆さんが心を一つにして交流できる手段としては今回は特に大切と考えたものでございませ。健全なスポーツの振興によりまして、異業種の仲間が親睦交流を図り、町の中で会ってもあいさつが交わせるようなまちづくり、また、リフレッシュしながら明日の英気を養い、頑張れる力になるものと強く感じたことが真意でございませるので、答弁に代えさせていただきます。

議長

櫻井議員。

8番
櫻井議員

はい。今町長からこの3年間に何が変わったのかと、失礼、1年半の間に何が変わったのかということに質問をいたしまして、お答えをいただいたわけですが、まず多くの署名を重く受けとめているということではありますが、実際には当初の署名をした時期とかなり年数がたっておりまして、今、私もまだこの年で現役で野球チームに所属しているわけではありますが、いろんなこれからの国保病院を建て直すだとか、あるいは福祉政策の充実ももっと図っていかなければならないと、そういったことをチームメイトに話しますと、あの当時は、確かに署名はしたが、今は本当にあればいいねという程度のもので、そう言って、大変な理解を示してくれているというのも、町長にはご理解をいただきたいと、そのように思っております。それから財政的に可能だと言う町長の答弁でありましたが、今後、確かに町長の言うように、当時と比べて交付税の算入というのが、飛躍的に伸びました。31億を超える年度が22年、23年と続きましたが、町のこの間出た報告によりますと、24年度では29億を切るのではないかとこのように予想されておりますし、先ほど千葉議員もおっしゃいましたように、民主党政権が大変不安定な中、さらなる減額があるかもしれない。22年、23年と確かに31億を上回る交付税があったが、この3年

間で17億を超える経済対策に係る交付金があつてこそ、今基金というものが保持されている。町長の言うように2、3億ですか、伸びているということも実際にはありましようが、今後は全く期待できないと考えたほうが良いと私は思つてございます。さらに先般の平村議員の質問の中では、財源を基金に求めるということであれば、町長は貴重な基金を取り崩すことになり大変厳しい選択をしなければならない。後期5か年の中では非常に難しいとそういうふうに言明しております。あれは単なる、失礼な言い方かもしれませんが、その時の言い逃れのように、今思えば思わざるを得ないのであります。その段階で今、先ほど言ったように後期5か年の中で大変厳しいとおっしゃっているのであれば、いつ、実際に実施しようとしているのか、伺いたい、そのように思つておりますがいかがでしょうか。

議長

町長

町長

署名については重く受けとめているというようなことで、その部分についてはですね、確かに年度は16年ということでございますけれども、私の方に届く若い人達の声についてはですね、やはりそういう根強く全町からそういうような形の思いが届いておまして、何とかですね、若い人たちのなかなか届きにくい声にもしっかりと応えていきたいと、強く感じたところでございます。また福祉施設の関係についても、グループホーム、あるいはデイサービスの関係についても、ある程度の見通しがついたこと、また温泉についてもですね、一定の方向がついたことから、そういう中では十分対応できるのかなど、それと財源的にもある程度、過疎債1億であれば70%でありますから7千万ぐらい、その年の年度の償還の7割が入ってくるということで、実質3千万円でございますけれども、できればそういう補助金あるいは交付金も探しながら、この4年の間に何とかそういう対応をしてまいりたいというふうに考えております。また年度の部分についてはですね、特に今、来年とかということではなく、その辺については、慎重を期しながら、ローリング、見直しの中で計上させていただきたいというふうに考えております。

議長

櫻井議員。

8番
櫻井議員

前に建設費が1億円程度ということで、今町長から3千万という数字が出てきたんだと思いますけど、グラウンドに関しては、確かレフト側のスタンドの裏側のほうには照明設備を建てるスペースがないというふうに聞いたことがありまして、そうするとなると、恐らく住民センター側に道路改良も含めて建てなければならないというふうなことが想定されるんですが、それも含めてやっぱり1億円ぐらいでできるというふうにご判断なさってるのかどうか伺いたいと思います。

議長

町長。

町長

まだ基本的なそういう基本設計しておりませんので、額については例えばの話で申しましたけれども、1億を多少超えるんでないかというふうに思っただけでございまして、そういうことで1億、例えば数千万かかるとしたらですね、例えば1億2千万であれば、補助金を2分の1もらいながら、過疎債を充当すれば、2千万弱で可能なのかなというふうに考えてございますし、照明を建てる場所についてはですね、特にそこまでちょっとまだ調査しておりませんので、十分スペースはあるというふうに考えておりますので、答弁とさせていただきたいと思っております。

議長

櫻井議員。

8番
櫻井議員

先ほどちょっと言い忘れたんですけど、先ほど町長が多目的にも利用できるっていうふうなことおっしゃったんですが、平村議員もその時に同じようなこと言って、町長が答弁されたと思うんですが、あそこの球場というのは、ぐるりきちんと野球場としてフェンスも回されているっていうことですから、多目的に使用するのはほとんど不可能で、ソフトボールぐらいは本当に使えるかもしれないんですが、町長のおっしゃったような多目的な使用っていうのは確かに難しいっていうような施設なので、その点をご理解をいただきたいというふうに思っております。それから大体1億かかるということで、その1億の使い途といたしますか、この事業費を本当に1億をもし使うのであれば、もっと有効に使うべきではないかと私は思っています。例えば、若い夫婦のための家賃の制約を受けない、国のひもつきでない住宅を建てるだとか、あるいはPFI方式による公住建設のために、民間業者に補助金制度を設けるだとか、あるいは福祉関係者の、先ほども千葉議員の質問の中に出ておりましたが、福祉関係の職員、そういった方々の処遇を上げていくと、そういったことを補てんするだとか、また災害が起こるたびにこれまで寝食を忘れて災害の復旧等に一生懸命に尽力してきた建設業者たちを何とか1人でも多く1社でも多く守るために公共事業を幾らかでも増やすとか、そういったことが今考えられるのであって、どうして今そのレクリエーションとっては失礼ではありますが、そういった方々のために、1億を使わなければならないというは、私にはどうしても理解できないんですね。そういった違う使い方を町長どうか考えられないのか、もう一度ご答弁いただけませんか。

議長

町長。

町長

私もですね、少子高齢化対策についても、これは他町に劣らず整備を進めておりまして、決して、劣らない形で行っているというふうに考えておりますし、

この照明については、いろんなご意見もあると思いますけれども、この小さな町での唯一の楽しみというか、そういうスポーツの振興を図ることはですね、町民の健康づくり、あるいは人づくり、まちづくりへの投資であるというふうに思っておりますし、決して無駄な投資ではないと考えてございますし、22年度の平村議員の若者の声の要望にも、答えられるというふうに考えてございますので、答弁とさせていただきます。

議長

櫻井議員。

8番
櫻井議員

いくらたっても平行線というので、きりが無いのは承知しておりますが、今、日本、世界的にも、電力を原子力に頼らないという動きが活発化しております、日本でも当然その動きがあるわけで、道も国もまだそういった政策がはっきり決まっていなくて、節電というものが必死なわけですね。その時期になぜ、この電力を大幅に必要とするこの設備を設けなければならないのか。あるいは、町長がさっき若者ために何とかしてあげたい、そういった気持ちはわかりますが、今人口がどんどんどんどん減っていく中で、野球人口というのは本当に、町長が今、この事業をやる年度がまだはっきりわかっていないとおっしゃいましたが、1年2年3年経つうちにどんどんどんどん野球人口が減っているんですよね。それでもなお必要なのか。どう考えても、体育館だとかそういう運動施設のほうが高頻度が高いんですよね、利用率が高いんです。ですから、もし、もしですよ、私は反対ですが、もしやるのであれば、体育館の例えば、改築をするだとか、そういったことにお金をかけるべきで、なぜ今野球場かっていうのがよくわかんないことがあります。それからまた、先ほど町長の口からも発せられましたが、病院の改善プランによる計画の達成のために、本当に必要な措置とはいえ、年間200万か300万を削減するために、お年寄りに大きな負担を強いる院外処方への移行をしようとするときに、何故、1億以上の優先順位が低いこの事業をしなければならないのかって、本当に不思議でならないんですよね。そのことをもう少し町長お考えになっていただけませんか。いかがでしょうか。

議長

町長。

町長

それではお答え申し上げますが、確かに東日本大震災に伴う福島原発事故以来、夏の電力不足に対応するために、政府は、特に大口需要家には抑制計画を策定するほかですね、家庭に関しては節電を促す制度的手法を検討するなどとしてございまして、確かに現在の社会状況としては節電という流れになってございまして、そういう面では慎重を期する必要がございますけれども、近い将来、4年間の中ではですね、安定的な電力需給になるというふうに私は確信をしておりますし、先ほど申したように、若い人たちの声にもしっかりと

答えていきたいという強い考え方を持っています。野球人口についてはですね、現在7チームぐらいあるというふうに聞いておりますけれども、施設整備をすることによって、チーム数も増える可能性もございますし、野球に特定することなく、やはり先ほど申しましたように町民の健康づくりという形で、いろんな形で効率的に利用していただければというふうに考えてございます。それと病院の健全化の関係で、院外処方との関係と夜間照明の整備のことではないかと思っておりますけれども、確かに病院については病院の健全化、信頼される医療サービスなどですね、長期的な展望に立ちながら、それぞれの改革をしていかなければならないという使命がございます。また夜間照明については、町民の健康づくり、あるいは町民の親睦等ですね、スポーツ振興等幅広い目的がございます、それぞれの取り組みが重要な役割を果たすものというふうに考えてございますので、答弁とさせていただきます。

議長

櫻井議員。

8番
櫻井議員

先ほども言いましたが町長はやる、私は反対だと、ということで一向にこの平行線が、狭まることはないと思いますので、質問を打ち切りたいと思いますが、庁内で、今後もしっかりと各課長さんがたの課長会議等でしっかりお話し合いをされまして、そして議会に提案していただきたいと、そのように思います。よろしくをお願いします。

議長

町長。

町長

最後の答弁になりますけれども、これらについては庁舎内でも十分協議しながら、また総合計画の審議会あるいは議会ともですね、協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長

櫻井議員の質問を終了いたします。続きまして、7番四戸議員を指名します。四戸議員。

7番
四戸議員

先に出してありました通告書に従いまして質問をしたいと思っております。平成24年3月の定例会においては、教育長は主要な執行方針を述べられています。その中で、生きる力を育てる学校教育の推進について話されております。今、日本を取り巻く社会の中では、親が子どもを放置したり、子どもを殺害したり、また、子どもが親を殺害したり、数多くの悲惨な事件が多発しております。また大きな社会問題となっています。戦後における日本の国は、経済も大きく発展し、便利な時代になったと考える人もいますが、その反面、多くの考えられない事件が多発しているのも現実です。このような事件が少しでもなくなることを願ひまして質問していきたいと思っております。今の教育を取り巻く環境は、政

治経済、変化の激しい中で、子供たちの学ぶ意欲や学力体力の低下、さらには家庭での教育力の低下などが課題となっております。道徳教育は、生命や人権を尊重する心、健康、体力の知・徳・体をバランスよく育て豊かな人間性をつくり上げます。私はこのような人間の心をつくることから、この道徳教育は欠かせない教育方針であると考えている1人でございます。今、平取の小中学校では、年間35時間ほどの道徳教育の時間がございます。教育長は方針の中で、心の実践教育については道徳の時間を中心として指導体制等などの整備を図り、人としての基本的な倫理感を育成する道徳教育の充実を図りますと言われておりますが、その指導体制の整備がどのような方向で進んでいるのか伺います。また、自立した社会人として生きていくための学力や豊かな心など、生きる力を育てていく必要があると述べておられます。基礎、基本の定着と自ら学び、解決できる力をバランスよく育てる指導の充実や、創意ある教育課程の編成等、学習指導要領の改善を図っていきますとも述べられていますが、現在はどのような形で図られているのか。この2点について伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

それでは、四戸議員の質問に答えさせていただきたいと思います。前段道徳教育について、四戸議員いろいろとお考えもいただきましたけれども、前段、小中学校での年間の35時間の道徳の時間、どのような方針のもとかつていうこと、それと質問の前段、教育を取り巻く環境、あるいは子どもたちの環境、それから学ぶ意欲、あるいは学力、体力、家庭での教育力の低下等、道徳教育の必要性、重要性についてご指摘をいただきました。また、文科省あるいは道教委、町教育委員会もご指摘のとおりかということ、執行方針の中で各年度とも字句、状況等は違いますが申し上げさせていただいてきているところでありますが、実は、これらご指摘の状況等の中から、文部科学省は新学習指導要領、21年から先行実施がされて、23年度で小学校、中学校は24年度から完全実施と、こういうことでスタートしております。この学習指導要領の改定によりまして、算数あるいは数学、国語、社会、理科、体育、新たに外国語などの授業時数、このことは30年ぶりに増加をしたというふうになっております。それ以外に伝統や文化に関する内容が盛り込まれたり、あるいは道徳教育も時数は増加しておりませんが、その教育内容の充実を図るということで文科省からそれぞれ示されております。改定前の指導要領においても、学校で子どもたちの生きる力をより一層を育むという理念、前段四戸議員もこの生きる力についてはおっしゃってましたが、これらのご指摘のとおり、変化の激しいこれらの社会を生きるために、確かな学力、あるいは豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体のバランスの取れた力を育む、こういうことで、改定前の指導要領についても目指してきておりました。新学習指導要領においても、この生きる力の理念を継承すると、その中で、この新しい指導要領の改定に当たって

は、基本的にその改定についての考え方として3点示しております。1、2点目については割愛をさせていただきたいと思いますが、3点目にご質問の趣旨にあります道徳についても、18年の12月に改正をされた教育基本法、この第2条に教育の目標の一つに、豊かな情操と道徳心を培うと、これが新たに明記をされました。道徳教育や体育の充実、そのことによって豊かな心や健やかな体の育成を図ると、こういうこととしておりまして、その道徳教育についても、さらに小学校について言うと、この改定のポイントということが5項目示されております。その5項目については省略をさせていただきたいと思いますが、小中学校の道徳教育については、このようにご質問にありましたとおり、週1時間、年間35時間について、国語あるいは算数、社会、それらと同じような教科と同じく、学習指導要領に道徳についても全体の目標、あるいは各学年別の目標、それからその内容、その指導をしていくための年間の指導計画を作成するということと、その指導内容の取り扱い等道徳の時間、この時間を要としながら、各教科、総合的な学習、あるいは特別活動と学校の教育全体を通して行われるよう、ということで文科省はこの新学習指導要領に詳しくその指導のことを定めておりますが、これに基づいて各学校では教育指導がなされてきているといいながらも、どうなされてきているかということになりますが、それらのことから教育委員会におきましては道徳推進教師を配置したり、その指導体制の充実を図る、あるいはそういうようなことで管内の道徳教育の研究会あるいは学校において道徳の公開事業を実施をすると、そういうことでその指導力を磨き、あるいは各教科における目標と、道徳教育の関連を指導計画にしっかりと位置づけて、それ以外に従前からあります文科省から配布の心のノートあるいは道教委からの心をつないで等の副読本の配付、それから教師の手引書、こういうようなものを十分に生かしながら実施をしてきている。そうは言いながらも、新学習指導要領において改正をする基本的な事項、改定のポイント等ということで指摘をされているように、いろいろと道徳教育の指導には、ほかの教科もそうですが、いろいろと課題を抱えながら実施をしてきているということで、今後とも、学力の向上、全教科含めてこれらの向上を図っていく、教師あるいは地域学校と、そういう教育体制の中でやっていくという、こういう必要性が今後ともますます必要かと思っておりますので、ご理解方よろしくお願いをしたいと思います。

議長

四戸議員。

7番
四戸議員

答弁を聞いていて教育長には申し訳ないのですが、理解できないところも結構ございました。これもですね、執行方針の中で教育長が述べられているんですが、自然を生かした道徳教育、平取の教育委員会は23年度より北海道ふるさと教育推進事業の指定を受けています。教育長は基本的な生活習慣等の中で、多くの自然や人との触れ合いを深め、心の教育の推進に努めていきますと話さ

れていますが、私たちの町には、都会の学校にない豊かな自然が平取には数多くあります。小学校の近くには特に豊かな自然があります。春早くには福寿草が咲き、またインク花やカタクリの花、20種類以上の草花が春から夏にかけて咲いています。また小鳥も数多くいますし、また小動物もおります。過去には、沢にはザリガニもいたんですが、残念ながら、環境汚染の影響もあったせいだと思いますが今日はあまり見当たらなくなりました。今後においてはザリガニも住めるような沢に戻すべきではないかと私は考えております。古い話で恐縮ではございますが、平取の自然という教科書的なものが町教委のもとで平取町教育研究協議会が昭和51年に発行された本がございます。その本の中には平取の自然の成り立ち等、数多く書かれております。子供たちが学ぶことができるものがたくさんあります。先ほども言いましたように、教育長さんも話されましたが、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体、このバランスをよく育ててくれる、私は自然の教科書を自然豊かなこの平取町でつくっていくべきだと考えております。教育長は執行方針の中では教育の推進に努めますと話していますが、この問題は時間のかかることとは思いますが、私はこの平取町の自然を体験、課外活動の促進を図るべく、より多くの自然や人との触れ合いを深めた心の教育をつくっていくべきだと考えますが、教育長はこの自然を生かした心の教育をどう考えているのか伺いたいと思います。

議長

休憩します。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後1時00分)

議長

それでは再開いたします。午前中の四戸議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

教育長

それではお答えをさせていただきたいと思いますが、ご質問を受けたことの答弁、何か飛んでばかりいたようで大変恐縮でした。それで前段ふるさと教育の推進事業の指定というお話がございましたが、実はこれについては23年度だけ道の指定を受けて、実は、23年度からふるさと教育の推進ということで、道は、アイヌ文化、自然に関することが一つ、もう一つは北方領土に関することが一つ、ということでこれ恐らく23年度は全道で30校近い指定の中でという、こういうことがございまして、ふるさと、アイヌ文化に関する等々ということなんで、平取町は積極的にその指定を受けたいということで希望をして、23年度は振内小学校と振内中学校がこの教育については受けています。ただアイヌ文化について言うと、二風谷小学校をはじめ各学校はそれぞれアイヌ文化に関わる道徳、総合学習、特別活動等で授業、指導等を受けてますので、その分は24年度以降もそういう形で実施をすると。道は、25年度までにふる

さと教育のアイヌ文化に関することと、北方領土に関することは、全道すべての学校がその教育が受けれるように選択をしてもらう、こういう状況になっております。ふるさと教育の推進については。もう一つ、51年に平取の自然ということで、教研協の方々が作った冊子があるというお話がございましたが、正直いって私どもこの冊子について言うと承知をしてない。近年で言うとそれに変わると言いましょうか、地区的に同じような状況だと思いますが、二風谷湖周辺の生き物たちということで、生き物、動物、前段、福寿草等々のお話もありましたけども、そういうふうにして出ている本で、これは学校等にもいつているということで、51年当時と比較をして、あるいは教育にどう生かされているかっていうのは、正直言って不確定なところがあるかなということで十分留意をしていきたいと思えます。それともう一つ最後の方に、心の教育についてどうお考えですかというお話がございましたが、24年度の執行方針、それを24、23とそれ以前のことをご覧いただいて、道徳教育についてのことに特化をしてのご質問であったようですが、24年度はご承知のように、心の教育の実践について道徳の時間を中心としてというこういう表現に、道徳についてはいわゆる執行方針で表現をさせていただいております。23年度以前は、道徳教育についてはということでの表現で、これらについては文書、表現については若干違いますが、内容については、変わるものでないという認識をしております。それで、その心の教育、道徳教育ということについて言うと、人間尊重の精神であるだとか、生命に対するそういう念を具体的な生活の中で生かし、学んでいくというようなことで、これについては、国の方針で言う自立をして健全な自尊感情をもち、主体的に自律的に生きること、他の人と関わり社会の一員として生きる貢献のできる力、心を育成するというもので、これらについては小学校、中学校、高校あるいは社会でも常に学んでいくものであります、こういうことであります。それで、小学校の低学年でこれらについて言うと、低学年、中学年、高学年と細かく心の教育、道徳についてうたって、それに基づいて教育が実施されているということですが、ただ道徳教育のできた経緯のことも含めて、ご承知のように組織その他の反対等々も含めて言うと、本当に、実のあるもの、中味になっているかということについて言うと、前段課題を抱えながらきたと思えます。そのことによって、新学習指導要領ではもっと詳しく、その辺の指導教師の話もでしたが、推進教師というのもこの新学習指導要領、すべての学校でそういう教師を指定して、その教師だけでなく学校全体でそういうことを研修し合える環境を作っていくなさいということで、これは21年度、道徳について言うと試行ですので、試行の段階から平取町は各学校に推進教師を置きながら推進をしてきている。その成果効果等々はどこまでですかということについて言うと、まだ途中、始まったばかりですので、効果測定をしてどこだということにはなってませんが、ただ道徳教師も管内の研究会あるいは学校の内部でそういう公開授業等々をするということになってますので、実際にきております。ただすべての学校がというところまでは

まだいってないことも事実かなと思います。以上お答えをさせていただきます。

議長

四戸議員。

7 番
四戸議員

今話の中で出てきたことですが、国や道の道徳に対してのそういう指導もあるということですが、先ほど私も話しましたが、本当に学校の近くには自然が豊かな森がございます。その中にはいろんな小動物もいますし、その中で、やはり、1 番初めにも言いましたけども、都会にないこの自然豊かな、これをね、私は道徳の教材として、都会にない私たちの町にある、これを生かすべきだと私は考えております。やっぱり、それによってですね、人との触れ合いを深め、また豊かな心を育て、道徳教育について、この自然を利用すべきだと考えますが、もう一度その辺の教育長の考え方を伺って私の質疑は終わらせていただきます。

議長

教育長。

教育長

四戸議員ご指摘のとおり、国の方針も、こういう道徳についていうと教科ではありませんので、非常に細かくその規定をしております。算数、国語、数学はその指導要領で別な規定ですけれども、この道徳については教科書ではありませんので、副読本等ありますが教科書はありませんので、だとすると、今ご指摘のように各学校が非常に細かく詳しく指導計画を定める、こういうふうになっておまして、そこで言うと、自然や崇高するものについての関わりに関すること細かく規定をしてくださいと。その中で今おっしゃってました、1、2 年生で言いますと、身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること、3、4 年生は自然のすばらしさ、高学年になると自然でもその偉大さということで、その各年によって進展をしていて、継続性があるような内容、これはあくまでも指導を国が定めた指導要領ですので、そのとおり平取町教育委員会が、各学校が実施をしますか、どういう成果がありますかということについて言うと、今、議員ご指摘のように、既に昭和 51 年から平取の自然ということで、そういう図書がつくられて、活かされてきている。ところが、活かされて、確実にその成果あるものになっているかどうかということの疑問、それはそれであると思いますが、今、議員ご指摘のように、教育委員会もいわゆる道徳という中を通しながら、あるいは総合学習、特別活動等を通しながら、この道徳、心の教育の推進を図っていきたいと思います。過去できた時代の歴史と違って、学校現場もそのことについて大きな抵抗という状況は必ずしもなくなりました。そこで言うと、地域、学校、保護者も含めてこのことについて、道徳にだけ特化をするということではないですけれども、道徳について言うと、そういう関連、協調を持たれながら、指導効果が今後ともあげられていくものと、私どもも期待という部分と、そういう方針で臨みたいというふうに思っていますので、

四戸議員が教育行政の執行方針の中で、道徳について特にお尋ねだということ、そういう状況からいきますと、恐らく、いろんな学校現場あるいは教育委員会、地域でのご指摘なり、あるいはこうすべきだというご提案等々もあるんだろうと思いますが、また機会を改めてご指導等いただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いをいたします。

議長

四戸議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第4、一般質問を終了いたします。日程第5、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。同意を求める者につきましては、住所、沙流郡平取町字旭119番地12。氏名は阿部憲三氏であります。生年月日は昭和20年3月22日生まれの67歳でございます。次のページをお開き願いたいと思います。経歴概要でございますが、学歴は昭和42年3月31日に酪農学園短期大学を卒業して職業は農業でございます。公職歴についてはご覧のとおりでございますけれども、上段の平取町農業委員会をはじめ、多くの公職を歴任してございます。固定資産の評価審査委員としては、1番下段に記載のとおりでございますが、平成15年5月30日から現在に至ってございまして、8月6日で任期満了となりますので、継続して選任同意を求めるものでございます。人格識見も高く、適任者でございますので、選任同意を求めるものでございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、選任同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第6、議案第2号平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

3ページをお開き願いたいと思います。議案第2号平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本条

例は、本年度7月9日に外国人住民に係る住民基本台帳制度のスタートに伴い、外国人住民についても、日本人同様住民基本台帳の適用対象に加え、外国人住民の利便性の向上、市町村の行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、総務省「印鑑登録証明書事務処理要綱」に基づき本条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、6ページをお開き願いたいと思います。右側が現行で左側が改正案でございます。まず、登録資格でございますが、第2条第1項中の下線部分でございますが、外国人登録法が廃止になるため、「住民基本台帳法に基づき登録されている」に改め、同項各号を削除いたします。次に印鑑登録の申請ですが、第3条中の下線部分は文言整理でございまして、「疾病」「の旨を証する」に改めております。次に登録申請の確認ですが、第4条第3項第1号中の下線部分であります。外国人登録証明証に代わり、在留カード又は特別永住者証明書が発行されるため「又は身分証明書であつて」に改めます。次に、登録印鑑の不受理でございますが、第5条第1号、第2号中の改正案の下線部分で、通称でございますが、現在、外国人の登録原票に登録されている中で、社会生活上通用していることにより、本人の求めがあり居住関係の交渉のために住民票に記載することが必要であると認められる場合、通称の記載が認められておりますので、現行に「通称」を加えます。同条第5号は文言整理でございます。また同条に次の1号を加えます。7ページをお開き下さい。その追加条文、第7号ですが、外国人住民で、中長期在留者、特別永住者等のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又は、氏名の一部を組み合わせにより登録をすることができる旨の条文を加えます。次に印鑑登録原票ですが、第7条第1項第3号は、現行分の氏名の後に、住民票に通称が記録されているものは、氏名及び通称を加えます。また、同項に次の1号を加えます。その第7号ですが、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又は、一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合、印鑑登録原票に当該氏名をカタカナで表記しなければならない旨の条文を加えます。次に、登録事項の修正ですが、第11条第2項中の下線部は、住民基本台帳制度移行により外国人登録原票については廃止されるため削除します。次に印鑑登録の抹消でございますが、8ページをお開きください。第13条第1項第5号は、下線部の現行分に氏名を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加えます。その6号ですが、外国人住民で、中長期在留者、特別永住者等の在留資格が無くなった場合の旨の条文でございます。また、同条第2項は、第1項の条文の追加により改めます。次に、印鑑登録の証明でございますが、第16条の下線部分は、第7条の追加項目により改めます。次に印鑑登録証明申請の不受理でございますが、17条については文言整理でございます。9ページをお開きください。第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加えます。その条項でございますが、外国人登録法に基づき、外

国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑登録の扱いでございます。第21条第1項ですが、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行日前日において、現在印鑑登録を受けている外国人であって、施行日においての印鑑登録を受けることができない者でございますが、これについては3か月以下の在留期間、短期滞在等の資格が決定された者でございます。施行日において職権で抹消することができます。また、第2項ですが、施行日においてもなお印鑑登録を認めることができる者であります。住民基本台帳制度の対象となる外国人、適法3か月を超えて滞在する外国人であって、住所を有する者であり、職権で印鑑登録原票を修正できる者の条文を追加いたしました。以上、附則といたしまして、この条例は平成24年7月9日から施行するものでありまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案第3号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては、町道荷負本村線の地すべり対策工事を行うものでありまして、6月19日に入札を執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名は荷負本村線改良工事(地すべり対策工)でございます。工事場所につきましては、沙流郡平取町字貫気別32番地6であります。工事概要でございますが、施工延長を115m、切土工につきましては3m³、20切土法面工につきましては1140m²、使用する独立受圧板につきましては74枚、同じくグラウンドアンカー74本でございます。請負金額につきましては6237万円でございます。請負契約者は日新・三和日成経常建設共同企業体、代表者は沙流郡平取町字紫雲古津200番地5、日新建設株式会社代表取締役津川司、構成員につきましては、沙流郡平取町本町157番地15、株式会社三和日成代表取締役平村尚人でございます。工期につきましては平成24年11月30日でございます。なお本工事における入札参加者は、日新・三和日成経常建設共同企業体、五十嵐・平村経常建設共同企業体、マルタカ・小林・渡

辺工業経常建設共同企業体の3企業体でございます。落札率は96.2%でございます。出資比率は70対30でございます。以上で工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習
課長

議案第4号財産の取得について、その提案理由並びに議案内容をご説明申し上げます。校務用パーソナルコンピュータの導入につきましては、平成24年度予算において、債務負担行為を設定する中で執行予定としておりましたが、このたび、取得金額等が決定し、その取得に際し予定価格が1千万円以上とありますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。まず取得財産であります。校務用パーソナルコンピュータ及び校内ネットワーク設備であります。型式及び規約については、別紙で添付しております仕様書のとおりでありますので後ほどご説明申し上げます。続いて数量であります。端末90台となっております。内訳といたしましては、紫雲古津小学校10台、平取小学校16台、二風谷小学校11台、貫気別小学校11台、振内小学校13台、平取中学校16台、振内中学校13台であります。なお、この台数につきましては、各学校教職員一人1台といたしまして、合わせまして、動画編集用端末1台を各学校に1台整備することとしております。取得金額につきましては、2546万1450円であります。取得の相手方につきましては、沙流郡平取町本町34番地7、有限会社山田電器商会代表取締役山田和博であります。それでは型式及び規格内容についてご説明申し上げますので12ページをご覧ください。校務用パソコン整備仕様書であります。Iの整備校名につきましては、前段ご説明したとおりであります。IIの整備内容となりますが、1、校内ネットワークといたしまして、小中学校7校において職員室及び各学年の教室並びに保健室等におけるLAN配線となっております。あわせてLAN整備にかかわる情報コンセントBOXを設置いたします。続いて2、クライアント、パ

ソコンの型式等となりますが、台数については前段説明のとおりといたしまして、仕様であります。型式といたしましてはノート型パソコンとなり、OSといたしましては、これはコンピュータシステム全体を管理するソフトウェアということになりますが、Windows 7ということで大変申しわけございませんがミスプリントといたしまして、WindowsのWが抜けておりますので、大変申し訳ございませんが加えていただきたいというふうに思います。次にCPU、コンピュータの心臓部分ということになるところであります。中央処理装置ということで、インテルCore i5-2430Mということになっております。続いて、液晶ディスプレイであります。15.6型ワイドとなっております。液晶画面といたしましては高品質性能を有しているということになります。続いてメモリーについては、4GB以上といたしまして、4.1もしくは4.2GBということになっております。次にハードディスクドライブであります。250GBであります。メモリー、ハードディスクドライブ共に学校業務におけるデータの保存容量としては、不足はないということになっております。続いて光学ドライブ、いわゆる光ディスクの記憶装置ということになりますが、DVDスーパーマルチドライブであります。ネットワークであります。記載のとおりということになってまいりますが、LAN、インターネット対応ということでの規格となっております。次にインターフェイスということになりますが、コンピュータと周辺機器の接続部分ということになりまして、USBメモリー等の差し込み口で、これが5口以上ということになっております。次に、3、インターネット、フィルタリング環境であります。学校におけるインターネットの取り扱いが最も重要な点になろうかなというふうに思いますが、インターネット上のウェブページ等を一定の基準で評価判断いたしまして、選択的に排除する機能をいっております。この機能について、特に整備するものということにいたしまして、児童生徒に安心してインターネットを利用させるために、学校の裏サイト、アダルト、暴力、自殺サイト、出会い系などをブロックするものということにしてございます。続いて13ページ、4、メール環境であります。外部からの攻撃を防ぐ意味においてセキュリティについて、環境整備を図る内容ということになっております。続いて、5の各種アプリケーションであります。統合ソフトウェアといたしまして、マイクロソフト、Office Standard 2010、ワープロソフトといたしまして、ジャストシステム、ジャストスクール2011、これにつきましては、一太郎、花子などといったソフトウェアということになってまいります。ウィルス対策といたしましてはウィルスバスターということでございます。以上がパソコン導入にかかわります仕様内容ということになっております。また導入に当たりましては、議会の議決が得られました後に取得業者と本契約を締結する中で、夏季休業中において各学校に配置してまいりたいと考えているところであります。以上で議案第4号財産の取得についての説明とさせていただきますので、よろしくご審議願います。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号財産の取得については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号平成24年度平取町一般会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

議案第5号平成24年度平取町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8億3743万1千円を追加いたしまして、予算の総額を61億8433万1千とさせていただきます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。第2条、債務負担行為の補正は、第2表、債務負担行為補正によることとしてございます。それでは事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、22ページをお開き願います。2款1項9目企画費479万4千円の追加補正となっております。内訳といたしましては、15節工事請負費429万4千円の追加でございますが、これは情報通信基盤施設支障移転工事となっております。平取町が所有する光ケーブル及び電柱等が工事等により移転するための費用となっております。貫気別アブシ線の改良工事に伴う工事が193万1千円、川向のこれは北電中の移設に伴うものでございますけれども、これが236万3千円となっております。19節負担金補助及び交付金50万円の追加でございますが、これは沙流川総合開発事業のうち、平取ダム建設事業の継続と早期完成を関係国會議員、各省庁等に重点要請するための費用といたしまして、平取ダム建設促進期成会への補助金となっております。補助金の積算は4名分の中央要請旅費2回分、その他の経費となっております。その下でございます。3款1項1目社会福祉総務費、790万円の追加補正でございます。8節報償費24万円の追加でございますが、これは北海道振興協会からの助成による、地域づくり団体活動支援事業でございまして、アイヌ文化等の地域資源を活用した都市住民等との交流を促進するための施策を考案するための事業となっております。この報償費はこれらを議論する検討会の委員の謝礼及び、アドバイスをいただく講師等の謝礼となっております。9節旅費15万円は、今説明申し上げました検討会委員及び講師の費用弁償となっております。需用費消耗品費2万円は一般事務用品、印刷製本費は実績報告書の印刷代となっております。

次に委託料でございますが、これは減額及び追加がございますして84万円の減となってございます。追加の地域資源活用事業研修会開催委託料でございますが、これは16万円でございますけども、これは、研修会等の開催事業、先ほどご説明申し上げました。事業の研修会等の開催業務を民間事業者に委託する費用となっております。100万円の減額でございますが、これは次の19節の追加に関連いたしますので、そこで合わせて説明をさせていただきます。19節負担金補助及び交付金830万円の追加でございます。この内訳でございますが沙流ユーカラ街道活性化協議会補助金500万円追加、これも、先に説明いたしました北海道市町村振興協会の補助制度いきいきふるさと推進事業助成金を活用して実施するものとなっております。沙流2町による新たなツーリズムの確立と都市との交流の推進を目的に、札幌からの無料シャトルバスの運行経費、これは23回予定しておりますが、それから広域観光のシンポジウム等の開催に関する経費となっております。これは事業主体が平取町と日高町で組織いたします、沙流ユーカラ街道活性化協議会となるため、協議会への助成金として予算を計上するものでございます。この予算計上に伴いまして、当初予算で計上しておりました無料シャトルバス運行に関する沙流川流域の地場資源活用交流・産業人材ネットワーク形成事業委託料100万円、これを減額することとしてございます。19節負担金補助及び交付金の最後でございますが、これは平取町地域活性化協議会補助金330万円の追加となっております。このたび国の採択を受けた平取町実践型地域雇用創造事業は、事業期間が平成24年から26年度、総事業費といたしまして1億2338万5千円の事業費をもって雇用創出のためのセミナー、講習会の開催、新商品の開発や販路拡大のための事業、農林産物の試験栽培等を行って、3年間で90人の雇用を期待する事業となっております。この目的達成のための必要経費を、平取町単独で、平取町、農協、商工会、沙流川森林組合、アイヌ協会平取支部で組織されました平取町地域活性化協議会へ助成する経費となっております。330万円の内訳でございますが、事業を円滑に実施するためのアドバイザーへの謝金112万5千円、講習会参加者の交通費91万5千円、事務諸費54万5千円、セミナー等のカリキュラム、テキスト作成委託料31万5千円、旅費30万円、その他経費10万円という内訳になってございます。次のページをお開き願いたいと思います。5款1項2目農業振興費7億9372万1千円の増額補正でございます。鳥獣被害防止総合対策に取り組むため、平成24年度から3か年計画で全町に鹿柵を設置するため、24年度当初予算では平取町の負担分のみ1億5375万円を予算計上していたところです。しかし、25年度以降の国の補助制度の継続が不透明といったこともございまして、全体事業費で申請をしていたところ、補助金の内報額が5億2028万8千円となったこと及び早期設置を望む農家をはじめ関係者の意向等もありまして、総合計画を前倒しいたしまして国の補助金配分額に合わせた事業を実施するものとして、その不足分を補正する内容となっております。事業規模は鹿

柵の延長全体で405km、そのうち、24年度実施分が365kmとなっております。当初、本事業は広域の協議会が実施主体となる予定で平取町の負担金だけを計上してございましたけれども、道との協議の中で実施主体が平取町となったため、それに伴う予算の組み替えを合わせて行うものでございます。4節の共済費19万3千円、7節の賃金127万3千円の追加は、事業主体が町となったことにより予想される事務等の増加に対応するための臨時職員採用のための経費となっております。8節報償費160万円は、柵の設置の際に場所の確定等、地権者等との調整等を施設整備組合にお願いすることとなるため、それについての報償費を支払うための経費でございます。9節旅費6万2千円は、一般旅費となっております。15節工事請負費9億4434万3千円は延長365kmの金網フェンス、門扉等を設置するための費用となっております。19節負担金補助及び交付金1億5375万円の減額は先ほど申し上げました、当初予算措置の協議会の補助金として計上した分を、事業主体の変更に伴うことによる減額をした内容となっております。次に7款4項2目住宅対策費19節負担金補助及び交付金800万円の追加でございます。これは町民の良好な住環境の保持と、町内経済の活性化に寄与することを目的にいたしました、住宅リフォーム促進助成制度による助成金の追加補正となっております。これは総合計画でも3か年の時限制度として位置づけまして、24年度が最終年度ということから過去2年間の応募実績から見まして、今までの2倍の予算を当初予算に計上していたところでもございましたけれども、今年最後の年ということもありまして、申し込みが殺到したというような状況で、予算額20件に対しまして35件の申し込みがあった状況となっております。このような状況から町としても住宅リフォームの需要が非常に多いことを改めて認識するとともに、今年度そのような需要に対応するため、再募集を図ることとしたための追加補正となっております。当初予算と同様、補助限度額1戸当たり40万円の20戸分を計上しております。次のページでございますが、9款1項2目事務局費18節備品購入費、41万2千円の追加補正でございます。本年度当初予算計上した校務用パソコン購入に関連する追加アプリケーション購入のための経費となっております。基本アプリには設定されていないものでございまして、特に教職員から要望の強いアプリケーションを選択して、3種類のアプリ7校分を購入するものでございます。次に9款2項1目小学校管理費11節需用費修繕料210万円の追加補正でございます。これは紫雲古津小学校校舎の老朽化に伴いまして、天窓のコーキングの劣化による雨漏りが授業等に支障をきたす状況となっております。早期対応が必要となったことから、補正にて対応を図ることとなっております。内容は天窓及びガラスブロックのコーキング修理となっております。25ページをお開き願います。9款4項5目埋蔵文化財保護費2050万4千円の追加補正でございます。これは沙流川総合開発事業のうち道道宿志別振内停車場線付替工事用地内埋蔵文化財発掘調査業務、通称豊糠10遺跡と申しますが、この遺跡につ

いて室蘭開発建設部から年度内での発掘調査について依頼があったことから、それを受託するための費用として追加補正するものでございます。4節共済費8万1千円、7節賃金56万1千円は事務補助・整理作業員としての臨時職員を採用するための経費となっております。11節需用費消耗品36万円は一般事務消耗品や燃料費5万5千円は移動用車両燃料費、12節役務費通信運搬費4千円は電話料となっております。委託料1911万円は発掘作業を民間業者に委託する経費となっております。14節使用料及び賃借料33万円は事務機器のリース料となっております。なお、これに係る経費につきましては全額室蘭開発建設部が負担することになってございます。歳出は以上でございます。次に歳入を説明いたしますので、18ページをお開き願います。10款1項1目1節地方交付税、特別交付税2億2040万円の追加でございます。これは有害鳥獣侵入防止柵設置事業に特別交付税の充当を予定するものでございます。次に14款2項1目2節企画費補助金945万円の追加でございますが、これは歳出には出ておりませんが、当初予算計上いたしました二風谷地区の分譲宅地造成事業2700万円に充当する国の補助金となっております。過疎地域等自立活性化推進交付金を申請していたところ、補助金の内示があったことから、財源の振りかえを行うものでございます。次のページをお開き下さい。14款3項4目教育費国庫委託金2節埋蔵文化財発掘調査費委託金2050万4千円の追加は道道宿志別振内停車場線付替工事用地内埋蔵文化財発掘調査業務に充当されるものです。100%の充当率となっております。その下、15款2項4目1節農業費補助金5億2028万8千円は有害鳥獣侵入防止柵施設設置事業に充当を予定するものでございます。次のページ、18節1項2目1節沙流川ダム地域振興基金繰入金55万円の追加でございますが、内訳は先ほど説明いたしました分譲宅地造成事業に国の補助金が充当されることによる945万円の減額と、鹿柵整備事業に新たに充当される基金1千万円の追加、この差額の55万となっております。19款1項1目1節繰越金2435万円の追加でございます。今回補正の一般財源は繰越金を充当してございます。次のページでございます。20款5項1目2節雑入4188万9千円の追加でございます。内訳は、いきいきふるさと推進事業助成金、これは沙流ユウカラ街道活性化協議会補助金に充当する375万円でございます。これは北海道市町村振興協会からの助成金250万円と日高町からの事業負担金125万円となっております。それから地域づくり団体活動支援事業助成金30万円はアイヌ文化等の地域資源を活用した都市住民などとの交流を促進するための施策を考案するための事業に充当するもので、これも同じく北海道市町村振興協会から助成されるものです。補助率は2分の1となっております。有害鳥獣侵入防止柵整備事業負担金3783万1千円は、この事業に係る農協の負担金2838万円、事業費の3%となっております。残り受益者負担金945万1千円、これは事業費の1%といった内容になってございます。雇用保険被保険者負担金8千円は、鹿柵整備事業に伴う臨時職員の雇用保険分の負担

金となってございます。歳入は以上です。最後に16ページにお戻りいただきたいと思っております。第2表債務負担行為補正でございますが、先ほど生涯学習課からも説明がありましたが、校務用パソコン購入費の当初限度額2315万6千円を2563万5千円に変更するもので、これはパソコン本体のみならず、附属するアプリケーションの購入も認められることになったことによる限度額の増加となっております。これに伴う24年度歳出の変更は額が少数なこともあり補正の必要はございません。以上議案第5号平成24年度一般会計補正予算第3号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第5号平成24年度平取町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第10、報告第1号平成23年度繰越明許費繰越計算書一般会計の報告についての説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

報告第1号繰越明許費繰越計算書一般会計分について報告いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越計算書を調整し報告するものでございます。27ページをご覧いただきたいと思っております。平成23年度予算を24年度に繰越しを行って執行することとなっております。計上した事業は7款2項道路新設改良費の貫気別アブシ線地すべり対策事業、事業費7300万円を全額24年度に繰り越して事業を行うものでございます。この内5月31日の出納整理期間中までに収入になっている特定財源はございませんので未収入特定財源は国、道支出金で4745万円、起債で2290万円、繰越一般財源は265万円となっております。以上、繰越明許費に係る歳出予算の経費について調整いたしましたので報告申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第10、報告第1号平成23年度繰越明許費繰越計算書一般会計の報告を終わります。

日程第11、請願第1号地方財政の充実・強化を求める請願について、

日程第12、請願第2号「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子

どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願について、
日程第13、請願第3号けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を
求める請願について、以上3件を一括して議題とします。この3件の取り扱い
につきましては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので
その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番
山田議員

先日の議会運営委員会におきまして請願の第1号及び請願第2号につきましては
は、内容及び趣旨からいたしまして、総務文教常任委員会に付託することが適
当と考えます。また、請願第3号につきましては産業厚生常任委員会に付託す
ることが適当と考えますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、
請願1号、請願2号については総務文教常任委員会に、請願第3号については、
産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って日程第11、請願第1号、日程第12、請願第2
号は総務文教常任委員会に、日程第13、請願第3号は産業厚生常任委員会に
付託して審査することに決定いたしました。

日程第14、意見書案第2号森林、林業、木材産業施策の積極的な展開に関す
る意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。
5番平村議員。

5番
平村議員

5番平村です。それでは意見書案の本文を読み上げて説明に代えさせていただ
きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（意見書案朗読）

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はございませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第14、意見書案第2号
について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第14、意見書案第2号については原案のとおり
可決しました。暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 2時00分）

（再 開 午後 2時02分）

議長

再開します。

日程第15、承認第1号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って日程第15、承認第1号については別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。

お諮りします。承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりです。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で議案の審議が終了いたしました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案5件で原案可決4件、同意1件。報告1件で、報告1件。請願3件で委員会付託3件。意見書案1件で原案可決1件。承認2件で決定2件となっています。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。従って、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成24年第4回平取町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

(閉 会 午後2時 7分)